

# 公共施設等総合管理計画 (改訂版)



精華町

令和4年3月



## 目次

---

1. 公共施設等総合管理計画とは.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画策定年度及び計画期間.....	2
2. 本町の現状と課題.....	3
(1) 地勢・地域性.....	3
①地勢.....	3
②地域性.....	4
(2) 人口の推移と将来見通し.....	5
① 人口推移と推計.....	5
② 昼夜間人口比率及び通勤流動.....	6
③ 地域別人口推計.....	6
④ 精華町人口ビジョン.....	8
(3) 財政状況.....	9
① 歳入決算の推移（一般会計）.....	9
② 歳出決算の推移（一般会計）.....	10
③ 財務指標からみる財政状況.....	11
③-1 経常収支比率.....	11
③-2 将来負担比率.....	11
③-3 地方債償還額（元金）と新規借入額の推移.....	12
③-4 基金残高の推移.....	12
④ 貸借対照表からみる資産の状況（令和2年度 一般会計版）.....	13
(4) 財政見通し（精華町中期財政見通し）.....	14
3. 公共施設等の現状と課題.....	15
(1) 公共施設等の現状と推移.....	15
① 公共施設等の保有量.....	15
② 施設保有量の推移.....	16
(2) インフラ資産の現状と推移.....	17
① 道路・橋りょう.....	17
② 上水道・下水道.....	18
③ インフラ資産の更新について.....	19
(3) 過去に行った対策の実績.....	20
(4) 現在要している維持管理経費.....	21
(5) 有形固定資産減価償却率の推移.....	21
(6) 現状や課題に関する基本認識.....	22

4. 公共施設等マネジメントの基本方針.....	23
(1) 公共施設等の更新等に係る経費試算.....	23
① 単純更新をする場合.....	24
② 長寿命化対策を反映する場合.....	25
(2) 公共施設等の更新等に係る財源.....	26
① 公共施設等の更新等に係る一般財源の推計.....	26
② 長寿命化対策を反映する場合の地方債の推移.....	27
③ 借入を償還の範囲内とした場合の一般財源の推移.....	28
(3) 公共施設等のあり方に係る方針.....	29
(4) 公共施設等の管理に係る方針.....	31
(5) 数値目標.....	33
5. 計画推進に向けた取組.....	34
(1) 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針.....	34
(2) 地方公会計の活用.....	35
(3) 今後の進め方.....	35

# 1. 公共施設等総合管理計画とは

## (1) 計画策定の趣旨

今、国や全国の地方自治体では、公共施設等（特に断りのない限り建物やインフラを含めて「公共施設等」とします。）の老朽化対策、いわゆる公共施設等の更新問題が大きな課題となっています。過去に整備された公共施設等、とりわけ高度経済成長期に集中して整備された公共施設等が耐用年数を経過しつつあり、大量に更新時期が到来する一方、この更新需要に対応するだけの財政的余裕のないことが大きな原因です。

また、さまざまな老朽化対策を進める上で、会計上の問題点も指摘されています。地方自治体の会計は、民間企業のような発生主義・複式簿記ではなく現金主義・単式簿記であることから、これまでに整備してきた資産の情報が見えにくいという課題です。つまり、発生主義に基づいた減価償却という視点がなかったために、資産の老朽化度を適切に把握することができず、老朽化対策や老朽施設の更新に対する計画的な備えが十分でなかったことは否めません。

このような課題認識を背景に、国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。また、総務省は、「地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」とし、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定」を全国の地方公共団体に対して要請しました。

そのため、本町においても、町の特性を十分に踏まえ、学研都市建設に伴う急速な基盤整備の来たるべき更新需要に備えるなど、精華町のまちづくりと持続可能な都市経営への羅針盤として、「精華町公共施設等総合管理計画」を平成28年(2016年)3月に策定しました。

この計画策定から5年が経過し、防衛省の「まちづくり構想策定支援事業」を活用した「まちづくり基本構想・基本計画・実施計画」を平成30・31年度(2018・19年度)に策定し、防災食育センターをはじめとする施設の整備を予定しています。

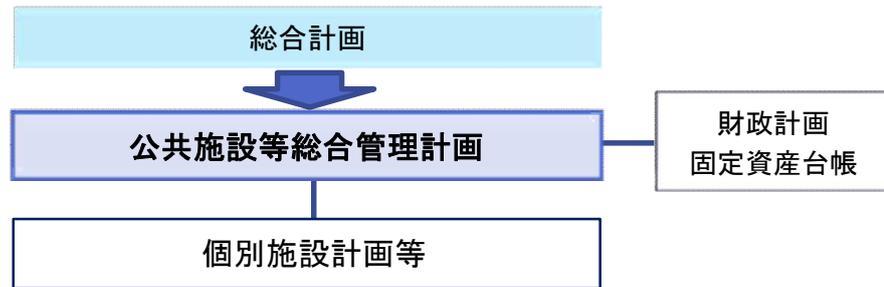
また、国において平成30年(2018年)2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が公表され、個別施設計画を踏まえた公共施設等総合管理計画の不断の見直しを要請しています。また、令和3年(2021年)1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を通知し、公共施設等総合管理計画の見直しの考え方等が改めて周知されました。

そのため、本町においても現時点における本町の公共施設の全体的な状況に応じて本計画をローリング方式で見直し改訂することとします。

## (2) 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画（以後、「本計画」という。）は、町の中長期的な将来像とそれに向けた町政運営の方針を明らかにした最上位計画となる総合計画の実現のため、本町のまちづくりを進める上での公共施設等に関わる指針となるものであり、今後の財政状況とも連動しつつ、本町が保有する資産の横断的な考え方を示したものであります。

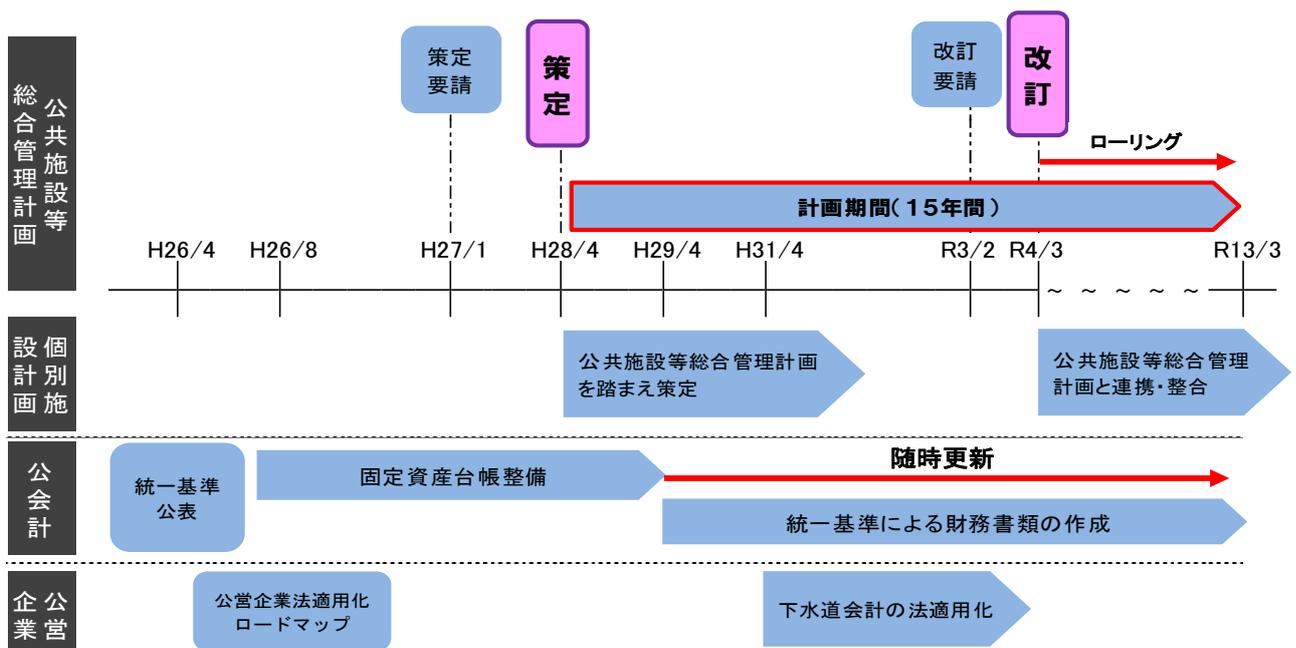
また、本計画の実施計画的な位置づけとなる庁舎をはじめとした公共施設等の個別施設計画を新たに策定するにあたっては、本計画及び総合計画との連携・整合を図ることになります。



## (3) 計画策定年度及び計画期間

本計画は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 15 年間を計画期間としており、計画策定から丸 5 年が経過したことから、令和 3 年度（2021 年度）において、ローリング方式で見直しを行い、とりまとめたものです。

新地方公会計及び公営企業会計導入による更新費用推計の精緻化を図りつつ、簡易的な推計結果でありながらも突出した更新需要負担を軽減・平準化して備える必要性から、当初計画策定時における設定と同様、令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とし、一定期間においてローリング方式で見直しを行います。



## 2. 本町の現状と課題

### (1) 地勢・地域性

#### ①地勢

本町は、京都府の南西端にあり、近畿圏のほぼ中心、神奈備丘陵を望む木津川流域に位置しています。西部は生駒山系より伸びるなだらかな丘陵地、東部は木津川沿いの平坦地、農用地が広がっています。面積は25.68km<sup>2</sup>、そのうちの約1/6を陸上自衛隊弾薬庫が占めています。

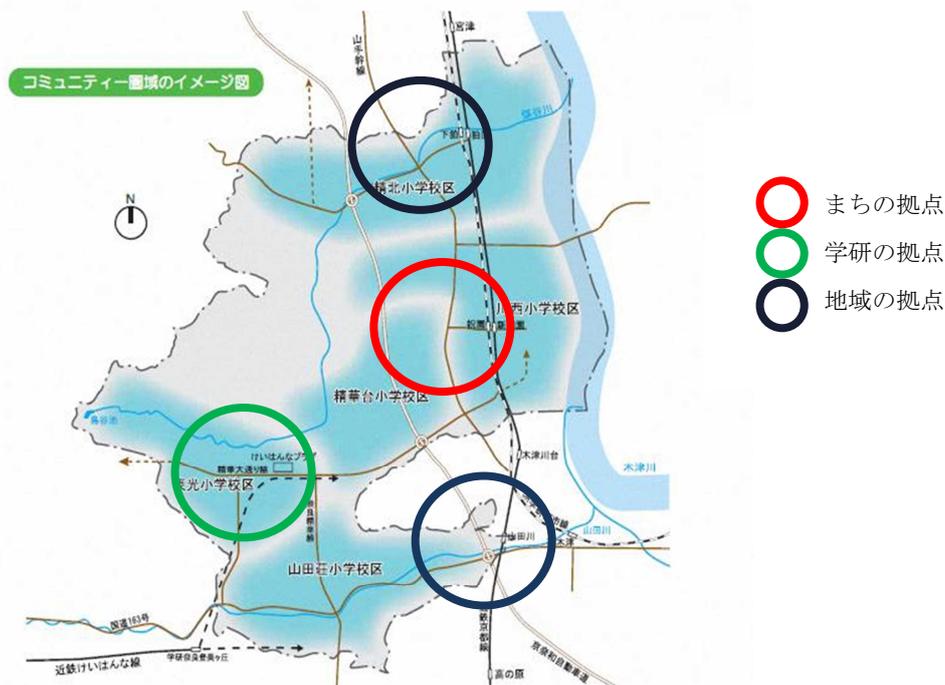
また、本町では学研都市の中心地として新都市の建設が進められ、今日では、町域に既存集落と新たな市街地が共存する緑豊かで調和のとれたまちが形成されています。京都から約30分、大阪から約60分と大都市近郊の便利な立地となっています。

#### 【精華町の発展】

昭和26年	川西村と山田荘村の合併により精華村誕生(人口9,493人)
昭和30年	町制施行(人口9,452人、旧来の人口規模は1万人弱) 昭和40年代初めより駅周辺を中心に中小規模開発(人口増加) 昭和30年代末～40年代にかけて西部丘陵地で大規模開発予定地の取得 (5地区の開発計画 → 学研都市への発展)
昭和63年12月	桜が丘地区(住都公団相楽開発地区)まちびらき → 平成6年3月換地処分
平成4年5月	光台地区(住都公団祝園開発地区)まちびらき → 平成12年3月換地処分
平成12年1月	精華台地区(京阪三社(京阪・野村・三井)開発地区)まちびらき →平成14年1月換地処分
平成12年3月	近鉄新祝園駅への急行停車化が実現
平成13年2月	新庁舎移転
平成13年4月	「精華」誕生50周年(川西村・山田荘村合併50周年)
平成13年10月	人口3万人突破
平成17年12月	人口3万5千人突破(国勢調査人口増加伸率29.9%、日本一)
平成19年	狛田駅東特定土地区画整理事業着手
平成19年5月	祝園駅西地区まちびらき → 平成19年2月換地処分
平成19年6月	まちづくり月間国土交通大臣表彰(祝園駅西特定土地区画整理事業)
平成27年	町制施行60周年 消防庁舎の改築、精華中学校の改築、義務教育施設の耐震化率100%を達成
平成30年	精華町まちづくり基本構想策定 木津川市精華町環境施設組合「環境の森センター・きづがわ」の開設
令和元年	防災行政無線の本格運用開始
令和2年	狛田駅東特定土地区画整理事業換地処分

## ②地域性<sup>1</sup>

本町では、身近なまちづくりの地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティ圏域として設定しています（精北小学校区・川西小学校区・精華台小学校区・東光小学校区・山田荘小学校区）。また、多様な都市機能（商業、業務、文化、学術研究、産業、行政など）が集積し、人々の交流活動が活発に展開される地区を「まちの拠点」・「学研の拠点」・「地域の拠点」として位置づけています。



### ●まちの拠点（祝園駅周辺）

役場庁舎や図書館、病院、商業・業務施設などが集積する祝園駅周辺を位置付け、町の中心機能を担う拠点として機能の充実を目指すとともに、学研都市への玄関口として、その役割の強化を図ります。

### ●学研の拠点（けいはんなプラザ周辺）

学研都市の中核的な交流施設であるけいはんなプラザ周辺を位置付け、学術研究や文化を発信し、人や情報の交流が生み出される機能を担うとともに、研究成果から新産業を生み出す拠点として、学研都市の機能発揮を図ります。

### ●地域の拠点（その他の駅の周辺）

交通結節点である狛田駅周辺を「北部拠点」、山田川駅周辺を「南部拠点」と位置付け、北部地域・南部地域の日常的な商業機能と交流機能を担う拠点にふさわしい環境整備を図ります。特に北部拠点については、学研南田辺・狛田地区の玄関口に位置付けられることから、都市機能の充実を図ります。また、奈良県奈良市域の学研奈良登美ヶ丘駅及び高の原駅についても、路線バスなどのネットワーク強化により連携機能の充実を図ります。

なお、公共公益施設については、各拠点との連携を十分に考慮しながら、それぞれの施設の特性に応じた適正な配置に努めることとしています。

<sup>1</sup> 出典：精華町第5次総合計画

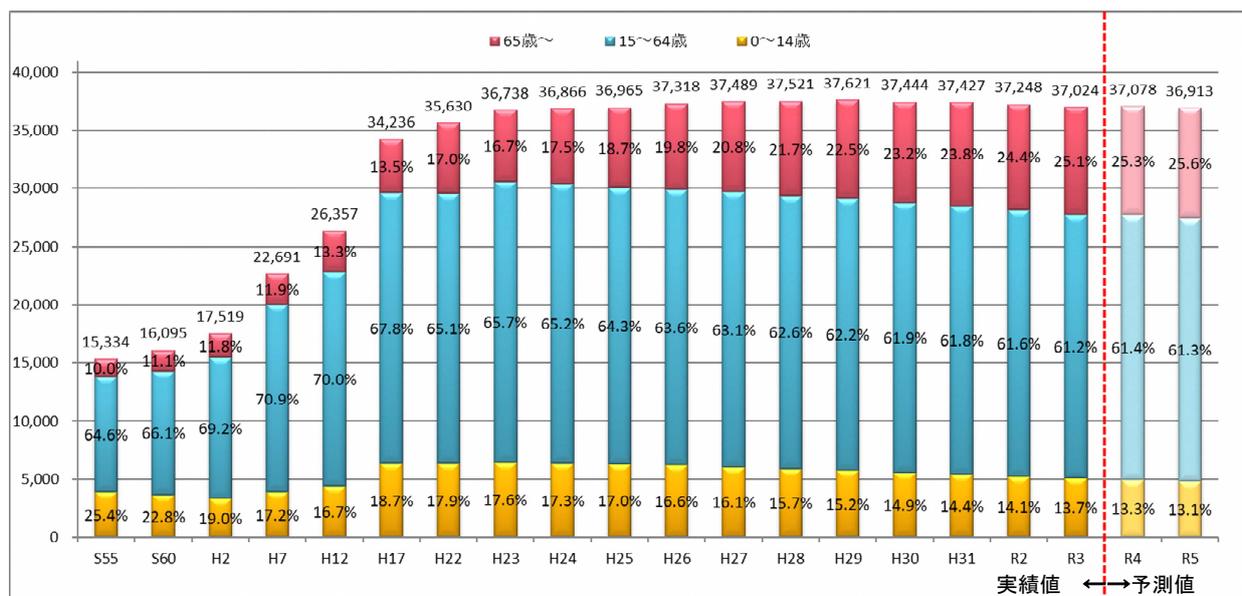
## (2) 人口の推移と将来見通し

### ① 人口推移と推計<sup>2</sup>

本町の人口は、昭和 63 年（1988 年）の桜が丘地区のまちびらきにはじまり、光台地区、精華台地区の開発など、学研都市として、大阪市や京都市、奈良市などへのベッドタウンとして丘陵が宅地開発されてきたことから人口流入が増え、平成 17 年（2005 年）国勢調査において人口増加伸率全国一位となりました。それ以降、平成 29 年度（2017 年度）まで人口は増加し続けましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降は減少に転じています。

年齢階層別にみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は平成 23 年（2011 年）をピークに徐々に減少しています。65 歳以上人口は、平成 22 年（2010 年）に 6 千人を上回って以降、年々増加傾向にあり、令和 5 年（2023 年）には約 9,500 人と、町の全人口の 25.6%を占めるまで増加することが予測されています。

こうした人口構成の変化からみると、生産年齢人口の減少により今後の大幅な税収増が見込みにくいことや、高齢者人口の増加による社会保障経費の増大といった財政への影響が懸念されます。

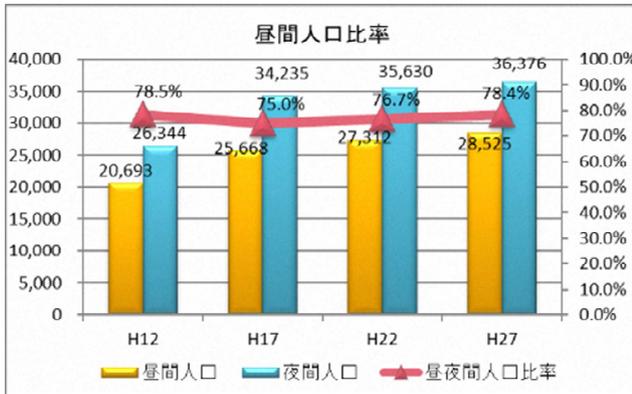


図表 1 人口の推移

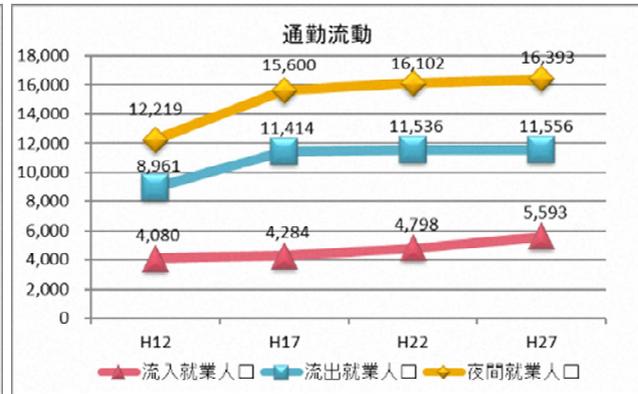
<sup>2</sup> 出典：S55, S60, H2, H7, H12, H17, H22 は国勢調査。H23～R3 までは各年 4 月 1 日現在。R4 以降は R3 までの実績値を考慮し推計した人口を基に作成。

## ② 昼夜間人口比率及び通勤流動<sup>3</sup>

国勢調査によると、平成12年（2000年）以降、夜間人口、昼間人口ともに増加しています。夜間人口の伸びは平成17年（2005年）以降鈍化していますが、昼間人口は伸び率が維持されており、その結果、昼夜間人口比率は平成27年（2015年）には平成12年（2000年）と同程度となっています。



図表2 昼夜間人口比率  
※常住人口100人当たりの昼夜間人口の割合

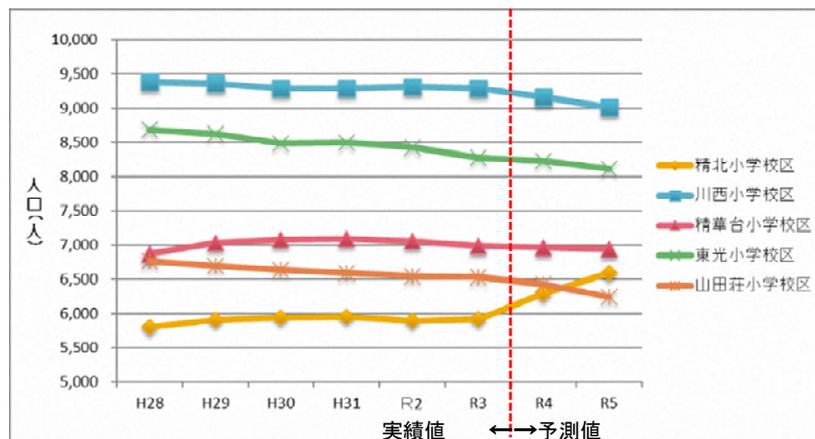


図表3 通勤流動推移

## ③ 地域別人口推計

平成28年（2016年）から令和3年（2021年）までの地域別（小学校区別）人口は、精北小学校区を除いて緩やかに減少しています。

コミュニティー圏域を小学校区ごとに設定し令和4年（2022年）以降の地域別人口推計<sup>4</sup>をみると、学研粕田東地区の整備計画の進捗による人口流入により増加が想定される精北小学校区を除き、各区ともに大きな変動はなく概ね均衡のとれた状況となっています。



図表4 地域別人口推計

<sup>3</sup> 出典：精華町第5次総合計画【資料編】

<sup>4</sup> 小学校区は推計の算出上以下の行政区ごとに区分しているため実際の通学圏域とは異なります。

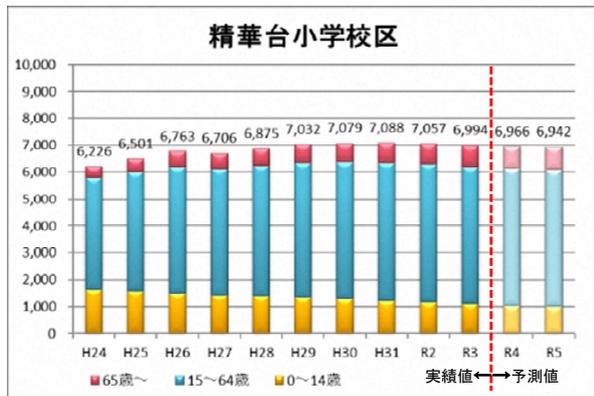
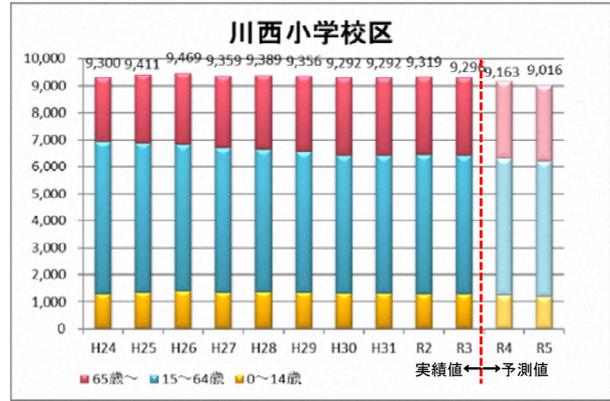
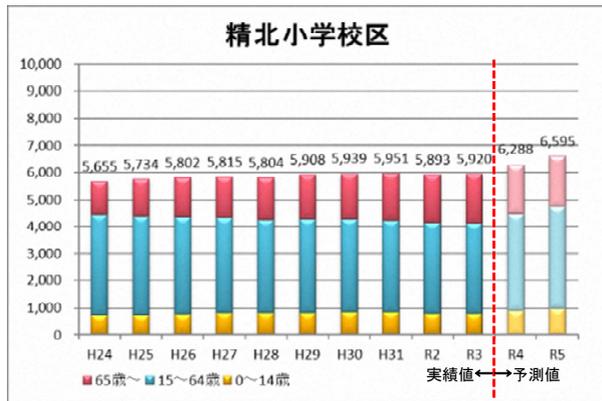
精北小学校区：菱田・滝ノ鼻・舟・里・僧坊・旭・中久保田

川西小学校区：谷・北稲・植田・菅井・北ノ堂・馬淵・南・中・東・西北・神の園(I)・神の園(II)・自衛隊・祝園西一丁目

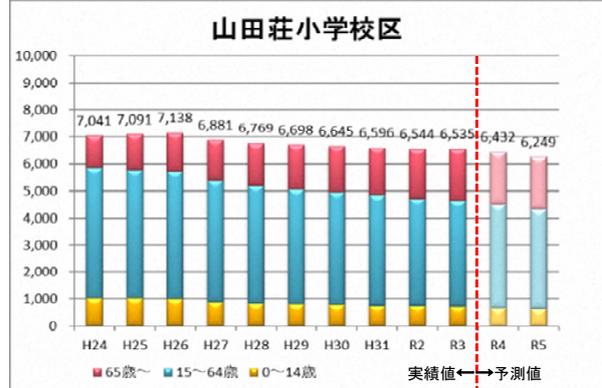
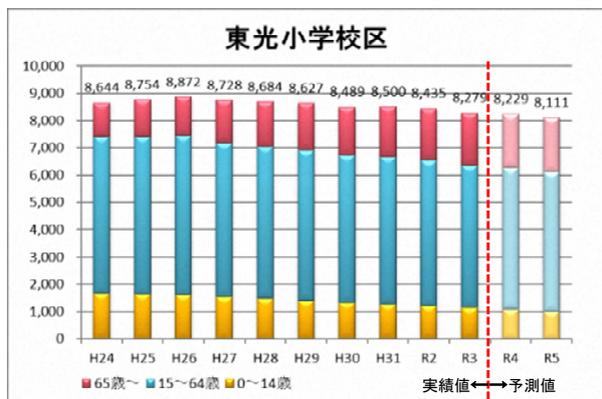
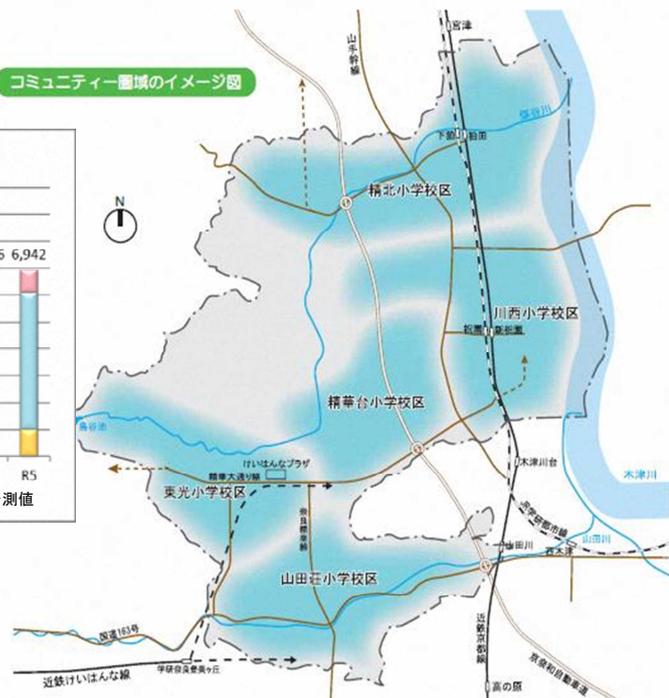
精華台小学校区：南稲・精華台・トチノキ・インクス・アズ・マニッシュ

東光小学校区：東畑・光台

山田荘小学校区：山田・乾谷・柘榴・桜が丘・エスペローマ



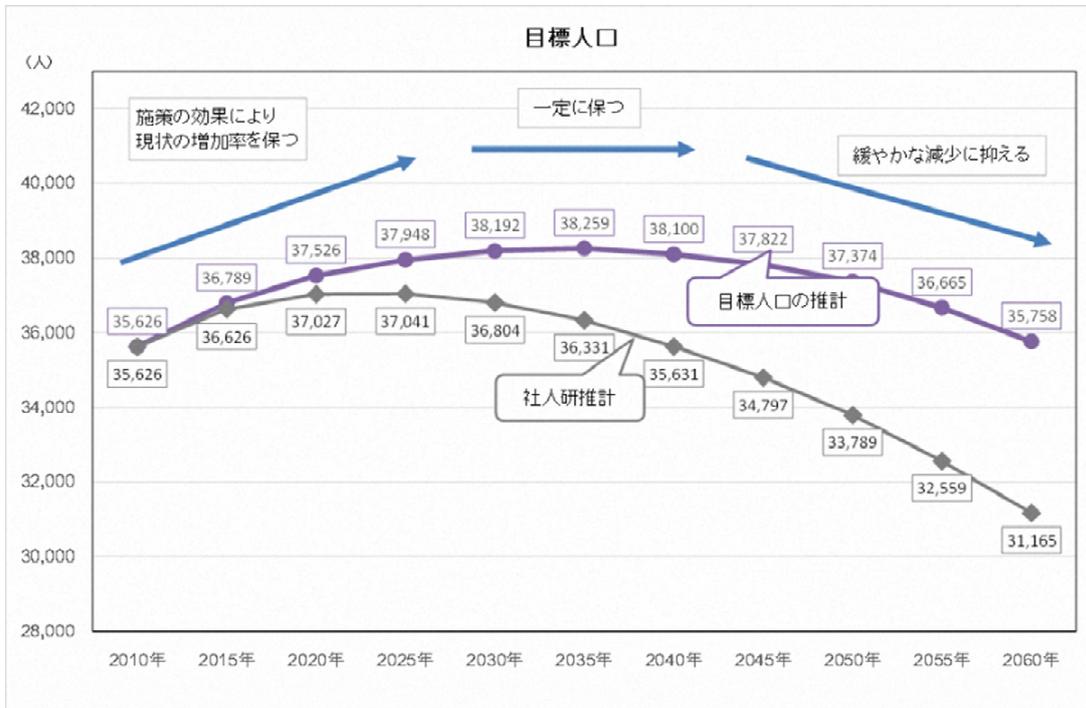
コミュニティ圏域のイメージ図



図表5 コミュニティー圏域ごとの人口の推移

#### ④ 精華町人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の考え方を踏まえ、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして平成27年（2015年）8月に策定した「精華町人口ビジョン」<sup>5</sup>では、2060年までの目標人口を下記のとおり設定しています。



図表6 精華町人口ビジョン目標人口

#### 【目標人口の推計結果に基づく年齢3区分別人口割合】

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳割合	17.9%	16.3%	14.8%	14.0%	13.3%	13.3%	13.8%	14.3%	14.4%	14.5%	14.5%
15～64歳割合	65.1%	62.2%	60.7%	59.3%	57.5%	54.3%	50.6%	49.3%	49.5%	50.3%	51.3%
65歳以上割合	16.9%	21.5%	24.5%	26.6%	29.2%	32.4%	35.6%	36.4%	36.1%	35.2%	34.2%
75歳以上割合	7.0%	8.7%	11.3%	14.9%	16.9%	17.8%	19.2%	21.6%	24.3%	24.5%	23.2%

#### 【目標人口の考え方】

- ・精華町第5次総合計画における将来人口4万人を上限として、現時点における住宅開発の状況等を勘案したうえでの推計を行い、2022年（総合計画最終年）に3.8万人程度を目指す。また、2030年～2040年は3.8万人程度を維持し、2045年以降は緩やかな減少に抑える。
- ・若者の流出を抑制するとともにUターンを促す。
- ・宅地開発による転入者の増加を図り続けることは困難であることから、出生率を高める施策を随時実施していく。

<sup>5</sup> 精華町第5次総合計画における人口推移と精華町人口ビジョンにおける人口推移は、策定時期等の違いにより数値に差異があります。

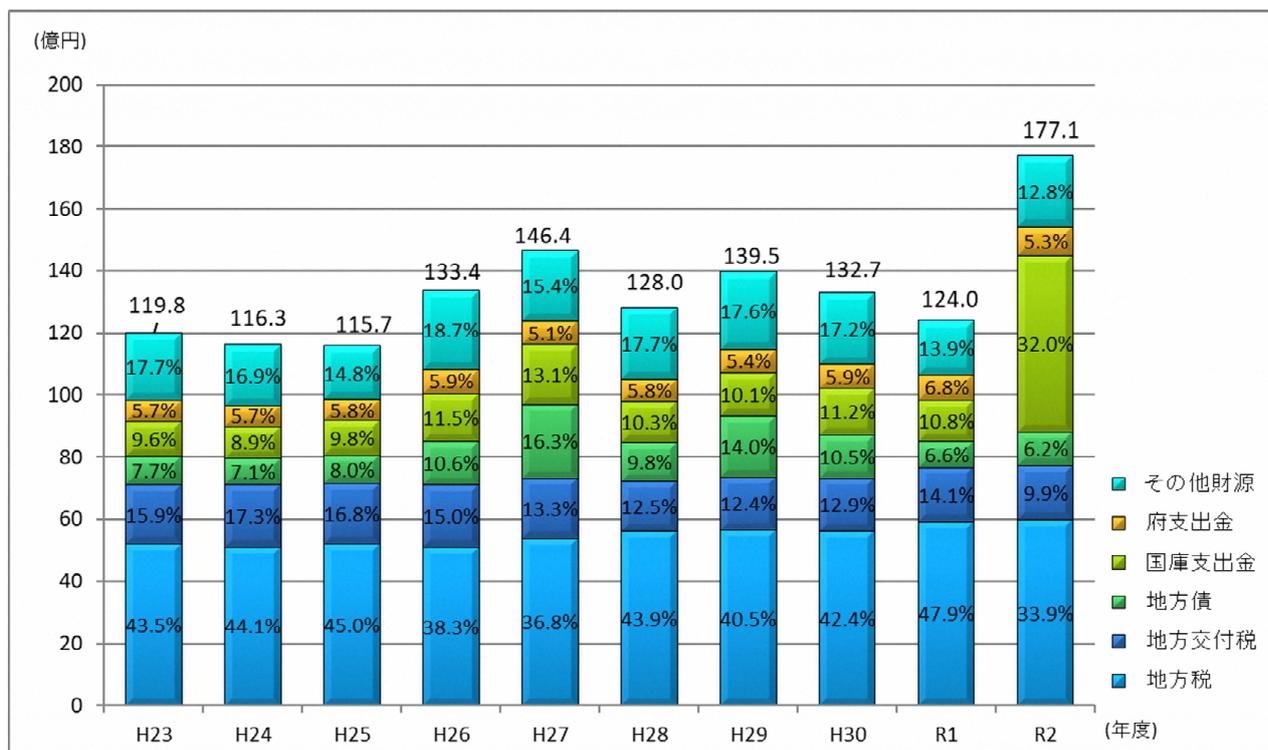
### (3) 財政状況

#### ① 歳入決算の推移（一般会計）

歳入決算額の過去10年間の推移をみると、平成27年度（2015年度）および平成29年度（2017年度）は、大規模なハード事業の実施に伴い、国庫支出金や地方債が増加し、歳入総額も約139億円以上に増加しています。また、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症関連交付金の交付により国庫支出金が大幅に増加し、歳入総額は過去最大となっています。

主な自主財源である地方税（町税収入）については、人口の伸びや企業誘致の成果により、平成23年度（2011年度）での約52億円から令和2年度（2020年度）には約60億円と、10年間で約8億円増加しています。

今後は、経済情勢の動向が不透明であることや、生産年齢人口が減少傾向で推移する見込みである中で、新たな学研区域の開発による増収効果も踏まえて、一般財源の動向を慎重に把握する必要があります。



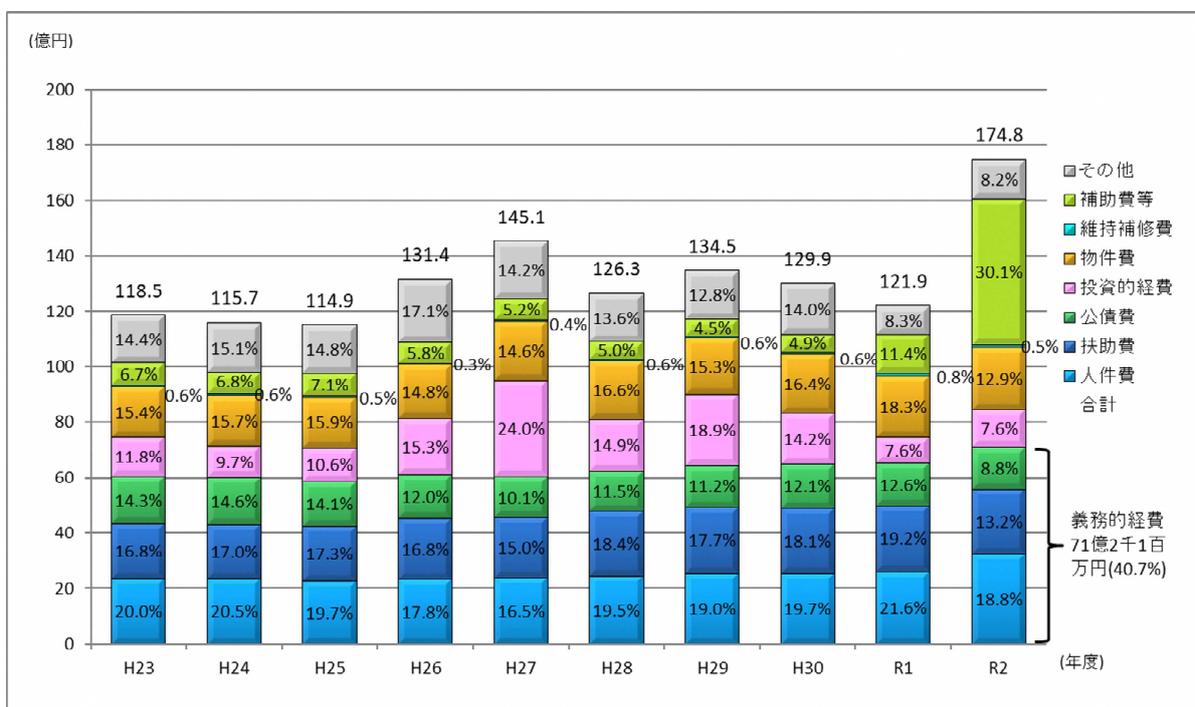
図表7 歳入決算の推移（一般会計）

## ② 歳出決算の推移（一般会計）

歳出決算額の推移をみると、平成 27 年度（2015 年度）および平成 29 年度（2017 年度）は、大規模なハード事業の実施に伴って投資的経費が増加し、歳出総額も増加しています。また、令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症対策として住民 1 人あたり 10 万円の給付を行ったことなどにより、補助費等が大幅に増加しています。

歳出のうち義務的経費である扶助費については、高齢化率（65 歳以上）が 21%を上回り、いわゆる「超高齢社会」へ移行したことから、今後も高齢化の進行に伴う扶助費の自然増加への対応が必要となります。

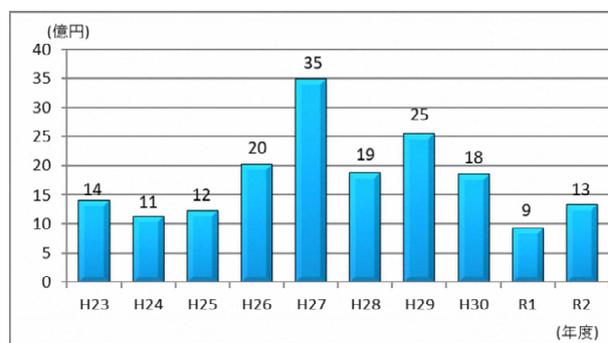
また、義務的経費である公債費は、地方債繰上償還の実施や新規地方債発行額を償還元金の範囲内に抑える公債費適正化対策により、着実な債務圧縮を図ってきましたが、近年は公共施設の建替等に伴い地方債発行額が一時的に増加している年もみられます。



図表 8 歳出決算の推移（一般会計）

投資的経費の過去 10 年間の推移を見てみると、平成 27 年度（2015 年度）および平成 29 年度（2017 年度）は、精華中学校や消防庁舎の改築、ごみ処理施設の建築、防災行政無線の整備など、大規模なハード事業を実施したことで経費が突出しています。

今後も防災食育センターなどの建設が控えており、投資的経費は増加することが見込まれています。



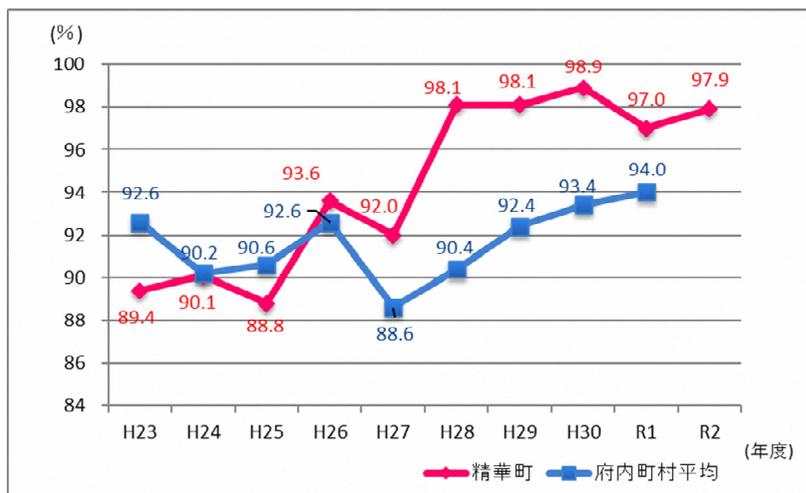
図表 9 投資的経費の内訳

### ③ 財務指標からみる財政状況

#### ③-1 経常収支比率

本町の経常収支比率は、近年では90%台後半の高い状態で推移し、京都府内町村平均を大きく上回っており、財源に余裕がなく、自由に使えるお金が少ないことがわかります。

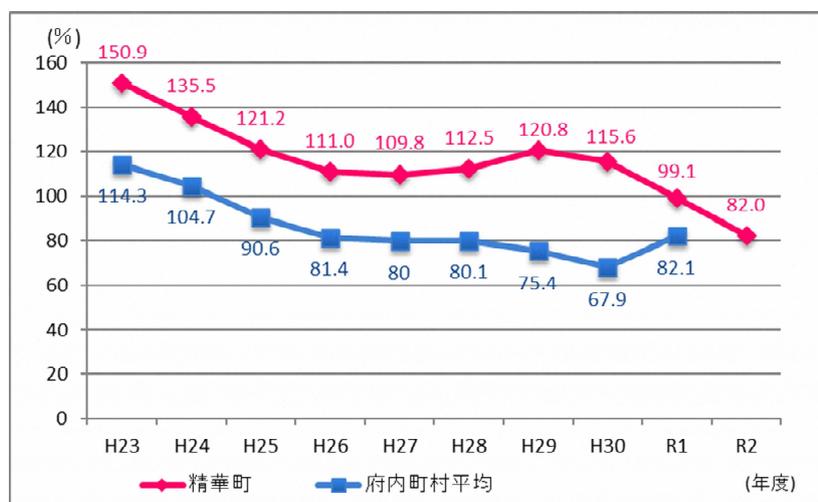
これは、本町が過去の大規模投資に伴う公債費負担が大きく、公共施設等の老朽化に伴う維持管理の増加が続いていることや、社会保障関係経費が増加していることなどが要因として挙げられます。



図表 10 経常収支比率の推移

#### ③-2 将来負担比率

将来負担である地方債残高や債務負担行為に基づく今後の支出予定額の減少により、将来負担比率は徐々に減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）には100%を下回り、令和2年度（2020年度）には80%台になりました。しかしながら、今後も将来見通しを踏まえた計画的な財政運営を行う必要があります。

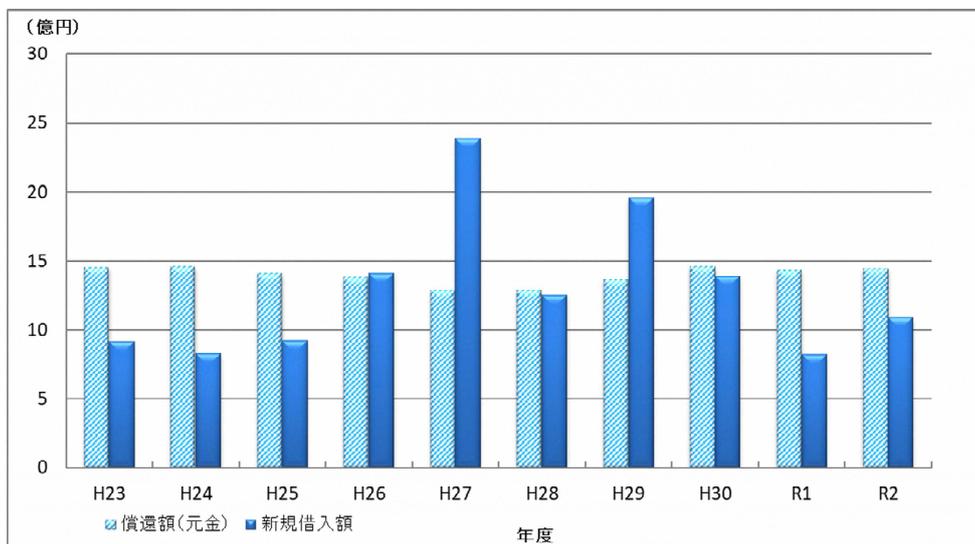


図表 11 将来負担比率の推移

### ③-3 地方債償還額（元金）と新規借入額の推移

地方債の新規発行額を償還元金の範囲内に抑える公債費適正化対策により着実な債務圧縮を続けてきましたが、大型ハード事業を実施した平成26～29年度（2014～2017年度）は、一時的に新規借入額が償還額（元金）を上回っています。

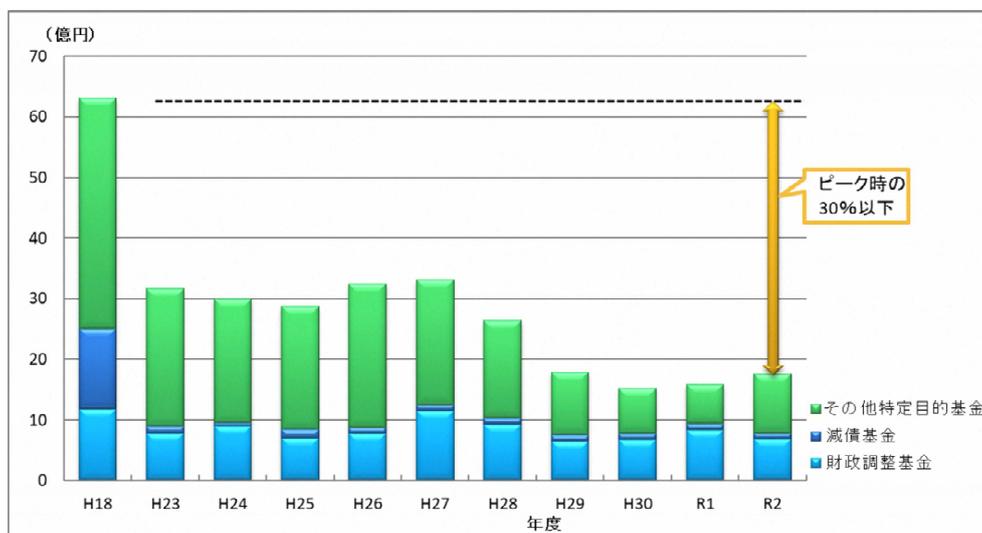
将来世代への過度な負担とならないよう、引き続き適切な財政運営に努める必要があります。



図表 12 地方債償還額（元金）と新規借入額の推移

### ③-4 基金残高の推移

財政調整基金については、年度内の財源調整や不足する財源を補てんするために活用しており、その残高は近年では10億円を下回る金額で推移しています。その他特定目的基金については、各種の懸案事業を推進するため、経費の削減など行財政改革の取り組み成果分を積み立ててきましたが、平成18年度（2006年度）のピーク以降は、各種の懸案事業などの財源として活用し、残高を減少させています。



図表 13 基金残高の推移

#### ④ 貸借対照表からみる資産の状況（令和2年度 一般会計版）

公共施設等総合管理計画と新地方公会計制度は、固定資産台帳を軸においた車の両輪であるといえます。

平成27年度（2015年度）までは、総務省方式改訂モデルによる簡易型の財務書類を作成しており、固定資産台帳を基本としていない点で、厳密には車の両輪のうち片輪でしかありませんでした。平成28年度（2016年度）からは、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準で財務書類を作成し、ようやく固定資産台帳を軸においた両輪での走行が可能となりました。これにより、資産の情報を網羅的に把握することができ、公共施設マネジメントへの活用も期待できます。

以下の表は、現時点の最新版である令和2年度（2020年度）貸借対照表で、年度末（令和3年3月31日）時点に保有する①資産、②負債、③純資産を表したものです。

- ①資産：将来の資金流入をもたらすものや将来の行政サービス提供能力を有するもの。
- ②負債：将来、支払い義務の履行により資金流出をもたらすもの。
- ③純資産：資産と負債の差額であり、これまでの世代が負担したものの。

貸借対照表（BS）では、本町が保有する財産である役場庁舎や図書館、学校、道路、公園などの資産額を表の左側（借方）に表し、将来に負担しなければならない負債額と、資産総額から負債総額を差し引いた純資産額を表の右側（貸方）に表しています。

図表 14 令和2年度（2020年度）貸借対照表

令和3年3月31日現在（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
固定資産	81,267	固定負債	16,413
有形固定資産	80,159	地方債	13,461
事業用資産	34,135	退職手当引当金他	2,952
インフラ資産	45,759	流動負債	2,162
物品	265	1年内償還予定地方債	1,555
無形固定資産	84	賞与等引当金他	607
投資その他の資産	1,024	負債合計	18,574
基金	980	<b>純資産の部</b>	
その他	44	純資産合計	63,775
流動資産	1,082		
現金預金	257		
基金	785		
その他	40		
<b>資産合計</b>	<b>82,349</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>82,349</b>

※単位未満の四捨五入により、各数値の合計額等が一致していない場合があります。

#### (4) 財政見通し（精華町中期財政見通し）

財政見通しは、毎年3月に次年度の町の一般会計予算額を基準にして、近年の決算額の動向を分析し、今後見込まれる財政需要や税収入を推計して作成したものです。

図表15は、令和3年度（2021年度）予算をベースに、令和8年度（2026年度）までの5か年度について、財政収支の見通しを明らかにしたもので、健全な財政運営を進めるため、予算編成や各事業計画の具体化に向けての指針の一つとなるものです。

なお、予算時点での収支不足については、当面の間は解消されず、基金の取り崩しによる補てんが続く見通しとなっています。

図表15 中期財政見通し（令和3年度～令和8年度）

令和3年2月作成（単位：百万円、▲はマイナス）

		R3年度 (予算ベース)	R4年度 (見通し)	R5年度 (見通し)	R6年度 (見通し)	R7年度 (見通し)	R8年度 (見通し)
歳 入	町税	5,767	5,809	5,900	5,840	5,985	6,525
	譲与税・交付金	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047
	地方交付税	1,691	1,681	1,629	1,632	1,611	1,553
	国府支出金	2,509	2,690	2,919	2,507	2,529	2,374
	地方債	1,503	1,262	1,187	1,121	1,381	1,111
	その他	1,017	684	536	536	448	448
	<b>A</b>	<b>13,536</b>	<b>13,173</b>	<b>13,218</b>	<b>12,683</b>	<b>13,001</b>	<b>13,058</b>
歳 出	人件費	3,360	3,376	3,363	3,373	3,351	3,369
	(参考)職員人件費	2,536	2,552	2,539	2,549	2,527	2,545
	扶助費	2,147	2,148	2,147	2,141	2,132	2,119
	公債費	1,505	1,501	1,433	1,386	1,405	1,325
	普通建設事業費	1,618	1,505	1,295	1,080	1,330	1,182
	その他	5,254	4,984	5,049	4,978	4,927	5,112
	<b>B</b>	<b>13,884</b>	<b>13,514</b>	<b>13,287</b>	<b>12,958</b>	<b>13,145</b>	<b>13,107</b>
<b>収支不足A-B</b>		<b>▲ 348</b>	<b>▲ 341</b>	<b>▲ 69</b>	<b>▲ 275</b>	<b>▲ 144</b>	<b>▲ 49</b>

※単位未満の四捨五入により、各数値の合計額等が一致していません。

### 3. 公共施設等の現状と課題

#### (1) 公共施設等の現状と推移

##### ① 公共施設等の保有量

本計画において対象とする公共施設等は、小中学校等の学校教育系施設、保育所等の子育て支援施設、スポーツレクリエーション施設、町営住宅等の公共建築物、及び道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラ資産とします。

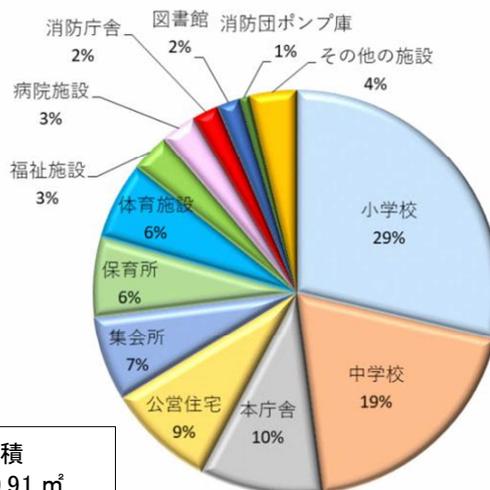
本町が保有しているインフラ資産を除く公共施設等には、下記のものがあります。

図表 16 公共施設等の保有量

大分類	小分類	延床面積 (㎡)
本庁舎	役場庁舎	12,103.71
消防庁舎	消防庁舎	2,540.93
消防団ポンプ庫	消防団ポンプ庫	968.95
小学校	小学校(精北、川西、山田荘、東光、精華台)	35,390.91
中学校	中学校(精華、精華南、精華西)	23,695.53
公営住宅	公営住宅(片山、出森、佃、味噌柿、塚本)	10,545.61
福祉施設	地域福祉センターかしのき苑	3,817.25
保育所	保育所(ほうその、こまだ、いけたに、ひかりだい、せいかだい)	7,927.05
集会所	地区集会所	8,335.86
図書館	図書館	2,213.73
体育施設	むくのきセンター	7,610.61
病院施設	国民健康保険病院	3,490.39
その他の施設	放課後児童クラブ、人権センター(交流会館、児童館) 地域資源総合管理センター「華工房」など	4,639.38
合計		総延床面積 123,279.91 ㎡ 町民一人当たり面積 3.33 ㎡/人

※町民一人当たり面積の算定にあたっては令和3年4月1日時点人口(37,024人)を使用。

建物面積の内訳をしてみると、小学校 29%と中学校 19%を合わせた学校教育系施設でほぼ半数を占めており、次いで、本庁舎 10%、公営住宅 9%となっています。



図表 17 建物面積の内訳

## ② 施設保有量の推移

平成7年度（1995年度）から令和2年度（2020年度）までの25年間の公共施設等の推移を以下の表で示しています。

本庁舎を見ると、現在の役場庁舎が平成12年度末に竣工しているため、平成7年度（1995年度）と平成12年度（2000年度）の間で、延床面積が大幅に増加しています。

また、学校においては、平成12年度（2000年度）から平成15年度（2003年度）にかけて精華台小学校が建設され、平成21年度（2009年度）の川西小学校の建替えや平成27年度（2015年度）の精華中学校の建替えによって、施設保有面積が増加しています。

平成27年度（2015年度）と令和2年度（2020年度）の施設保有量を比較すると、区画整理事務所や町営住宅片山団地の一部が除却されたことなどから、施設保有量はわずかに減少しています。

図表 18 施設区分別延床面積の推移

単位：㎡

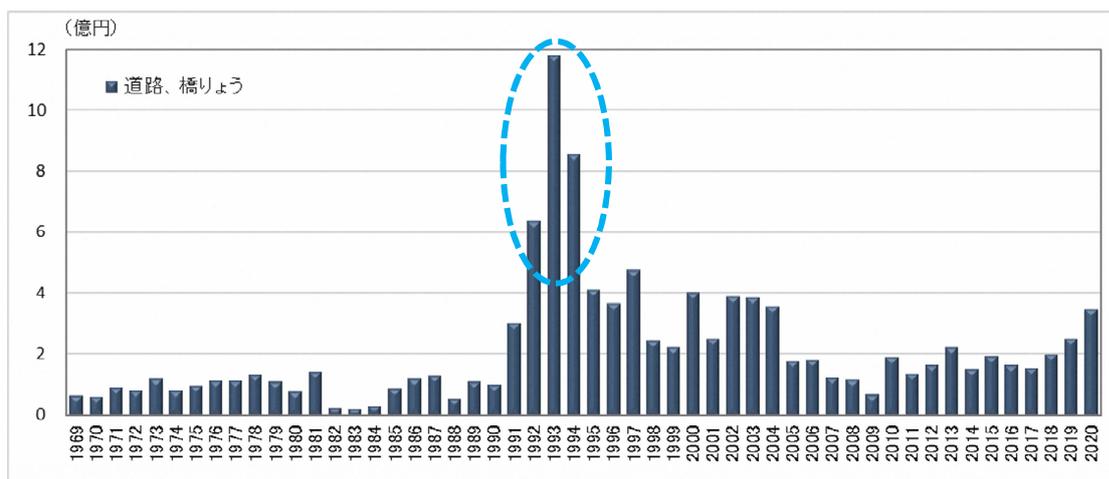
		H7 年度末	H12 年度末	H17 年度末	H22 年度末	H27 年度末	R2 年度末
本庁舎		2,958.48	12,169.36	12,169.36	12,169.36	12,103.71	12,103.71
その他の 行政機関	消防施設	2,328.43	2,538.45	2,708.22	2,810.10	3,792.97	3,839.47
	その他の施設	0.00	0.00	0.00	0.00	410.62	324.62
公共用 財産	学校	21,945.92	28,383.77	30,065.62	33,878.47	59,086.44	59,086.44
	公営住宅	8,918.11	10,261.30	11,323.24	11,125.38	10,574.59	10,545.61
	公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	117.00
	その他の施設	21,206.57	26,631.49	29,904.42	31,257.00	44,225.51	37,263.06
合 計		57,357.51	79,984.37	86,170.86	91,240.31	130,193.84	123,279.91

※決算書の「財産に関する調書」を基に作成

## (2) インフラ資産の現状と推移

### ① 道路・橋りょう

これまでの道路の整備費用をみると、平成4年度（1992年度）から平成6年度（1994年度）にかけて多額となっていますが、それ以降、整備費用は1億円後半から4億円程度で推移しています。橋りょうについては、多くが昭和53年度（1978年度）から昭和56年度（1981年度）にかけて整備しています。

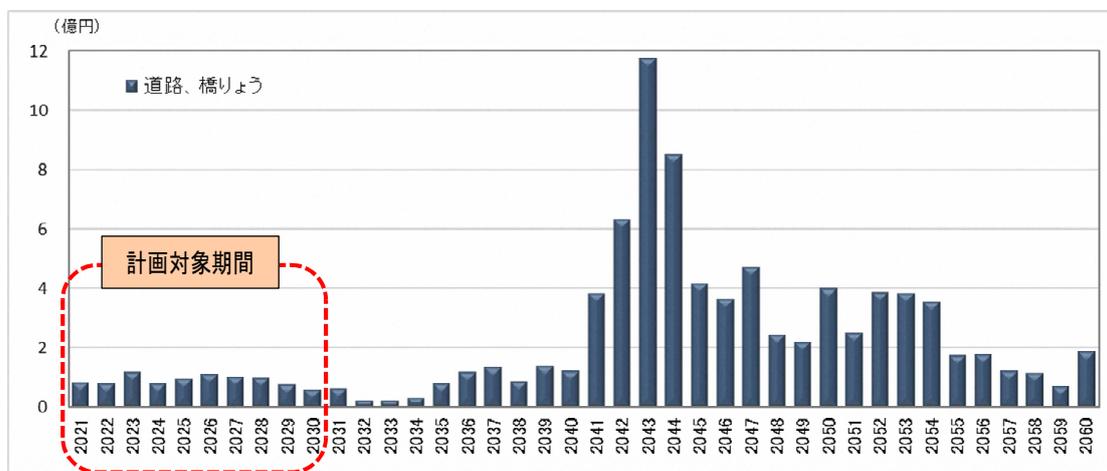


図表 19 道路・橋りょう 年度別整備費用の推移

道路は、平成5年度（1993年度）前後に集中整備を実施したことから、令和25年度（2043年度）前後にまとめて法定耐用年数（50年）を迎えることが予測されます。

橋りょうは、主に昭和53年度（1978年度）から昭和56年度（1981年度）にかけて整備したため、令和20年度（2038年度）から令和23年度（2041年度）に法定耐用年数（60年）を迎えることが予測されます。

計画対象期間である令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間に法定耐用年数を迎える道路・橋りょうの償却済資産減価償却累計額は、約9億円となります。

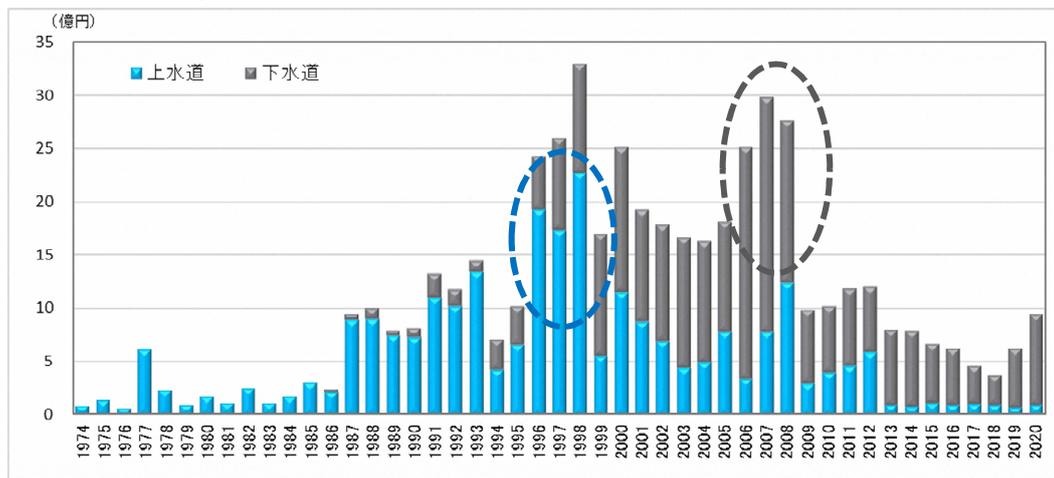


図表 20 道路・橋りょう 償却済資産減価償却累計額の推移

## ② 上水道・下水道

本町の上水道は、昭和後期から平成初期にかけて特に整備してきました。特に平成8年度（1996年度）から平成10年度（1998年度）で多額となっています。

また、下水道は、昭和56年度（1981年度）から開始になりました。平成14年度（2002年度）まで整備費用は増加傾向にありましたが、下水道（汚水）の整備の進捗に伴い近年は減少傾向にあります。

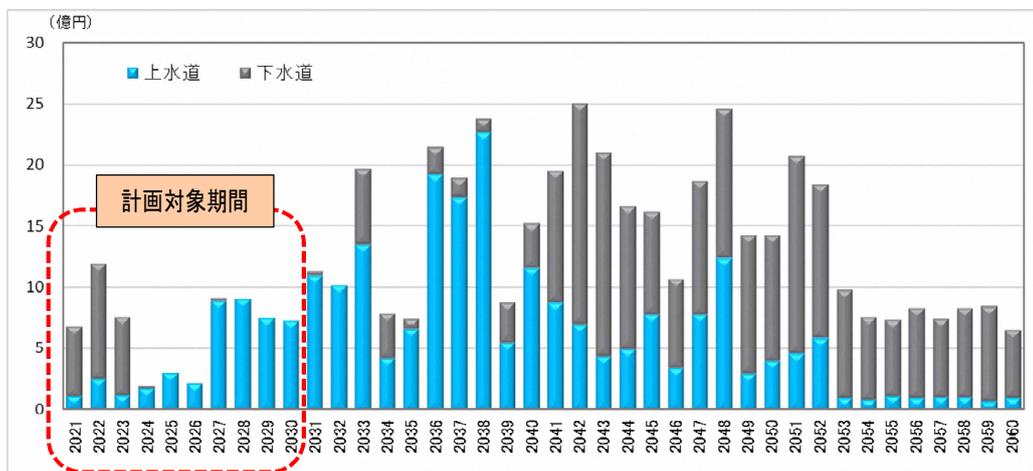


図表 21 上水道・下水道 年度別整備費用の推移

上水道では、昭和56年度（1981年度）以降に整備したものが本計画期間中に耐用年数を迎えるほか、令和19年度（2037年度）前後には、平成9年度（1997年度）前後に集中的に整備したものが耐用年数（40年）を迎えるため、減価償却累計額が多くなっています。

下水道では、平成14年度（2002年度）前後に整備をしたポンプ場関係が、令和4年度（2022年度）前後に耐用年数を迎え、管渠関係が令和13年度（2031年度）以降、徐々に耐用年数を迎えることとなります。

上水道・下水道を合わせてみると、推計期間の前期では主に上水道の償却済資産が発生し、推計期間の後期では、主に下水道で多く発生する見込みとなります。計画対象期間内である令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間の上水道・下水道を合わせた減価償却累計総額は、約66.6億円となります。



図表 22 上水道・下水道 償却済資産減価償却累計の推移

### ③ インフラ資産の更新について

---

国では耐用年数の考え方について、「地方公共団体において実際には耐用年数省令による耐用年数を超えて使用されている資産が数多く存在するなど、耐用年数省令による耐用年数は、必ずしも個別の公共施設等の使用実態を精緻に捉えているとは言えない」と報告しています。<sup>6</sup>

特にインフラ資産については、特殊な環境下に無く適正な維持管理等が行われている限りにおいては、実際に資産を活用できる年数としての「使用可能年数」は法定耐用年数のある程度上回る事が多くなると想定されます。

しかしながら、インフラ資産については、「使用可能年数」を一定の基準により設定することが難しいこと、また、国庫補助金等の財源措置が一定確立していることを踏まえ、前述の法定耐用年数を迎える資産の減価償却累計額を参考とする中で、各インフラ資産の状況に応じて、個別に更新計画を立てるものとします。

---

<sup>6</sup> 出典：地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書（平成 28 年 10 月、総務省自治財政局財務調査課 地方公共団体金融機構）より抜粋

### (3) 過去に行った対策の実績

平成 28 年度（2016 年度）以降、大規模改修・更新等を行い長寿命化対策を実施した主な施設と整備内容は下記のとおりとなります。

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 5 年間で約 8.3 億円、年平均で約 1.7 億円を費やしています。

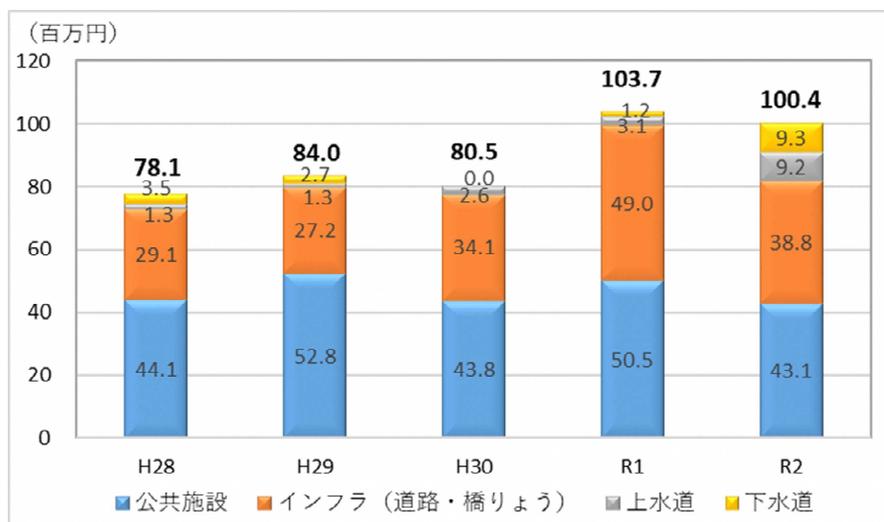
※事業費 100 万円以上のもの

	施設名	内容	金額 (千円)
<b>H28 年度 (2016)</b>			<b>192,736</b>
	役場庁舎	ウッドデッキ改修工事	2,662
	役場庁舎	空調機器更新工事	1,188
	中集会所	改築設計	3,370
	人権センター	大規模改修工事	31,211
	地域福祉センターかしのき苑	施設設備改修設計	3,386
	地域福祉センターかしのき苑	ふれあい大ホール改修工事	122,677
	山田荘小学校、東光小学校	施設設備改修工事	1,364
	むくのきセンター	施設設備改修工事	1,717
	打越台テニスコート	改修工事	25,161
<b>H29 年度 (2017)</b>			<b>151,765</b>
	役場庁舎	入退室管理設備改修工事	8,505
	中集会所	改築工事	43,794
	地域福祉センターかしのき苑	施設設備改修設計	1,372
	地域福祉センターかしのき苑	バリアフリー化改修工事	81,637
	町営住宅	連結送水管改修工事	5,147
	消防団ポンプ庫	改築設計	2,527
	精華南中学校	体育館防水改修工事	3,394
	精華南中学校	プール改修工事	4,053
	むくのきセンター	エレベーター改修設計	1,336
<b>H30 年度 (2018)</b>			<b>51,920</b>
	コミュニティホール	空調設備更新工事	5,586
	地域福祉センターかしのき苑	温水ヒーター更新工事	8,904
	東西連絡通路	大規模改修工事	3,279
	消防団ポンプ庫	改築工事	12,573
	むくのきセンター	エレベーター改修工事	21,578
<b>R1 年度 (2019)</b>			<b>157,457</b>
	役場庁舎（6階議会棟）	長寿命化改修設計	5,357
	地域福祉センターかしのき苑	中央監視設備等改修設計	4,510
	地域福祉センターかしのき苑	照明 LED 化改修工事	48,159
	児童館・教育集会所	空調設備更新工事	12,984
	大谷処理場（広域事務組合）	大規模改修工事	19,166
	東西連絡通路	大規模改修工事	23,420
	消防団ポンプ庫	改築工事	15,392
	山田荘小学校	受水槽更新工事	13,862
	山田荘小学校	プール改修工事	14,607
<b>R2 年度 (2020)</b>			<b>278,183</b>
	役場庁舎（6階議会棟）	放送・AV 設備改修	78,329 (債務負担)
	滝ノ鼻集会所、馬淵集会所	大規模改修工事	11,487
	地域福祉センターかしのき苑	防災設備等改修工事	31,962
	児童館・教育集会所	屋根改修設計	2,695
	大谷処理場（広域事務組合）	大規模改修工事	67,867
	東西連絡通路	大規模改修工事	24,956
	精北小学校、山田荘小学校	トイレ洋式化改修設計	3,159
	精北小学校、山田荘小学校、東光小学校	エレベーター改修工事	31,020
	川西小学校	プール改修工事	13,178
	精華西中学校	エレベーター改修工事	13,530

図表 23 過去に行った主な対策の実績

#### (4) 現在要している維持管理経費

各施設の維持管理に係る費用についてみると、全体としては令和元年度（2019年度）以降、1億円を上回っています。個別施設でみると、公共施設で4,300万円～5,300万円、インフラ施設（道路・橋りょう）で2,700万円～4,900万円となっている一方で、上水道、下水道の各維持管理費は毎年1,000万円にも満たない状況です。

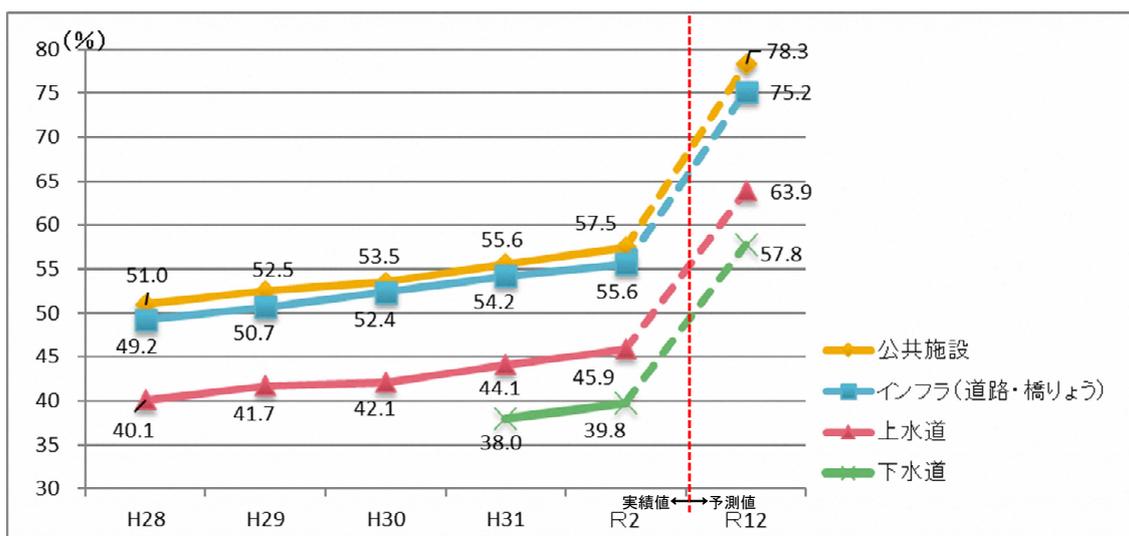


図表 24 維持管理費の推移

#### (5) 有形固定資産減価償却率<sup>7</sup>の推移

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 5 年間における有形固定資産減価償却率の推移をみると、公共施設、インフラ施設（道路・橋りょう）、上水道、下水道のいずれも増加傾向にあります。

また、改修や更新を考慮せずに試算した 10 年後（令和 12 年度（2030 年度）まで）の有形固定資産減価償却率は 58～78%と、いずれも 20%前後増加することが予測されます。



図表 25 有形固定資産減価償却率の推移

<sup>7</sup> 有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価格で算出される。

## (6) 現状や課題に関する基本認識

### ①公共施設等の現状に関する基本認識

本町は、昭和63年（1988年）の桜が丘地区のまちびらきにはじまり、光台地区、精華台地区の開発などに伴い、着実に人口を増加させてきました。そして、こうした開発に伴う人口増加に対応する形で、適切に公共施設等の整備を行ってきました。

人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくという全国的な課題に対して、本町の人口は、ほぼ横ばいで推移を続けており、今後も緩やかな減少は予想されるものの急激な人口の増減は見込んでいません。そのため、中期的に見て人口総数や年齢構成は大幅に変化しないため、公共施設等の利用需要が急激に変化することは想定されず、今後も一定期間は、現状の公共施設等に対するニーズが継続するものと考えられます。

また、本町は、比較的コンパクトな町域に5つの小学校区をコミュニティ圏域として設定しており、これらの区域の人口は概ね均衡がとれています。そして、今後も大きな変動が見込まれないことから、地域ごとの人口格差が顕著な場合に検討する「施設の再配置」という課題は、想定されにくいと考えられます。

さらに、本町は合併団体にみられるように類似する公共施設を重複保有している状態ではないことから、現有の公共施設の総量縮減のため、類似施設の統廃合・集約化により余剰施設を縮減するといった対応は当てはまりにくいと考えます。また、インフラ施設についても、住民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であることから、公共施設等における数値目標として「総量の縮減」を掲げることは、本町においてはなじまないものと考えます。

### ②公共施設等の課題に関する基本認識

本町では、学研都市建設に伴い、平成に入ってから集中的に公共施設等の整備が行われてきました。全国的には、高度経済成長期に集中して整備された公共施設等が大量に更新時期を迎えることが公共施設等更新問題として顕在化していますが、本町は全国的傾向からおおよそ15年～20年程度遅れてその更新需要が到来すると予想されます。

公共施設等が耐用年数を迎えることに伴い大幅な更新費の発生が想定される一方で、現状の投資的経費では、将来の大規模改修及び更新に必要な将来費用まで賄えないことも予想されています。

P14の「中期財政見通し」からも、今後も膨らむ扶助費などが影響して毎年度数億円の収支不足を見込む非常に厳しい状況にあり、それ以降も大幅な好転は望めません。

既存の公共施設等に対する現状ニーズが中期的に続くこと、既存施設の総量縮減が想定されにくいことを認識したうえで、公共施設等更新問題と財政計画の整合を図り、適切に既存公共施設の維持管理に努めていかなければならないと考えます。

## 4. 公共施設等マネジメントの基本方針

### (1) 公共施設等の更新等に係る経費試算

本町の公共施設等の更新等に係る令和3年度から令和52年度（2021年度から2070年度）までの50年間にかかる費用について、固定資産台帳の「取得価格、取得年月日、耐用年数」などを基に、①単純更新をする場合、②長寿命化対策を反映する場合で試算を行いました。

#### 〈共通条件〉

- ・固定資産台帳の「取得価格、取得年月日、耐用年数」などから算出する。
- ・法定耐用年数に1.2を乗じた年数を機能的耐用年数とし、この年数を基に更新・改修を行う。
- ・更新時は、当時の取得価格に物価変動を考慮して更新する。
- ・更新時は、解体費を考慮し、取得価格の1割を解体に係る経費とする。
- ・必要となる財源の算出方法は施設分類ごとに下記のように設定する。

#### 《施設分類ごとの財源算出条件》

	施設分類	財源の算出条件		主な対象施設
		国・府補助金等	起債	
1	学校教育系施設	1/3	75%充当	小学校、中学校
2	公営住宅	1/2	100%充当	
3	市民文化系施設	無し (集会所のみ 1/3)	75%充当	地区集会所、人権センター
4	文化スポーツレクリエーション施設	無し	75%充当	むくのきセンター
5	子育て・保健・福祉施設	1/3 (保育所は補助金の対象外)	80%充当	保育所、放課後児童クラブ、かしのき苑
6	行政系施設(庁舎等)	無し	75%充当	庁舎、図書館
7	行政系施設(消防施設)	無し	75%充当	消防庁舎、ポンプ庫、防災倉庫
8	その他施設	無し	75%充当	華工房

#### 《対策の効果額》

試算の結果は次頁以降のとおりで、①単純更新をする場合は770億8,400万円（年平均15億4,200万円）で、②長寿命化対策を行った場合は586億8,400万円（年平均11億7,400万円）で、50年間で約184億円経費が削減される見込みとなります。

## ① 単純更新をする場合

### 《試算方法》

○機能的耐用年数経過時に更新を行う。

### 《個別条件》

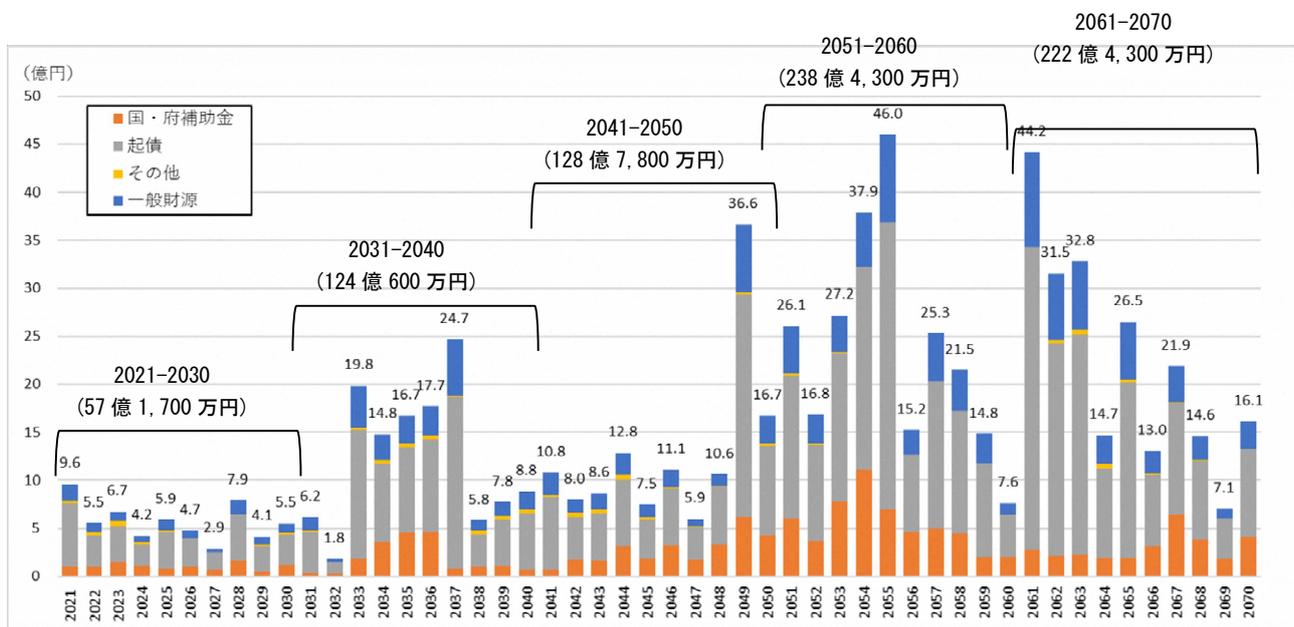
対象		設定条件
設備等の「法定耐用年数が20年未満のもの」	⇒	機能的耐用年数ごとに更新
設備等の「法定耐用年数が20年未満のもの」で、試算時点で機能的耐用年数を経過しているもの	⇒	機能的耐用年数ごとに更新済と想定
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」	⇒	途中で改修等は行わず、機能的耐用年数ごとに3年をかけて更新
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」で、試算時点で機能的耐用年数を経過しているもの	⇒	試算初年度に更新

### 《試算結果》

50年後の2070年までに、総事業費は770億8,400万円かかると試算されます。

2033年～2037年にかけて、役場庁舎・図書館の設備や精北小学校の更新などで年間14億円を超える第一次の更新時期があつて以降、2049年にむくのきセンターの設備や精華台小学校・東光小学校の更新、2054、2055年にかしのき苑・各保育所の設備や精華西中学校の更新、2061年に役場庁舎の更新などで年間35億円を超える試算がされています。

試算期間の前期は比較的緩やかな波となっており、後期の2051年～2070年の20年間で多額の費用が必要な見込みとなっています。



図表 26 単純更新をする場合の経費試算結果

## ② 長寿命化対策を反映する場合

### 《試算方法》

○法定耐用年数が40年の施設の場合、「24年目（老朽化率が60%に達した時）に長寿命化改修、80年目（法定耐用年数の2倍となった時）に更新」とする。

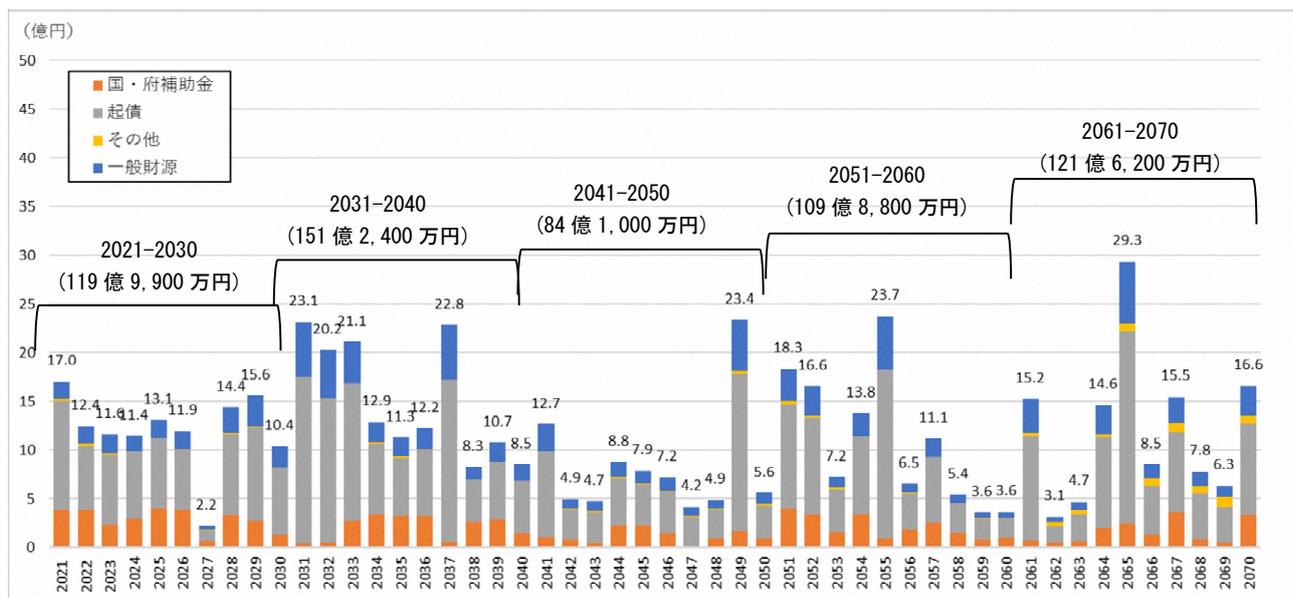
### 《個別条件》

対象		設定条件
設備等の「法定耐用年数が20年未満のもの」	⇒	機能的耐用年数ごとに更新
設備等の「法定耐用年数が20年未満のもの」で、試算時点で機能的耐用年数を経過しているもの	⇒	機能的耐用年数ごとに更新済みと想定
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」	⇒	老朽化率が60%に達した時点で長寿命化改修 例えば、耐用年数が40年の施設の場合は、老朽化率が60%に達する24年目に長寿命化改修を実施
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」	⇒	法定耐用年数の2倍となった時に更新 例えば、耐用年数が40年の施設の場合は、法定耐用年数の2倍となる80年目に更新
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」	⇒	長寿命化改修を2年、更新を3年かけて実施
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」で、試算時点で法定耐用年数の2倍を経過しているもの	⇒	試算初年度に更新
施設本体等の「法定耐用年数が20年以上のもの」で、試算時点で法定耐用年数の2倍は経過していないが、長寿命化改修年数を経過しているもの	⇒	長寿命化改修年数経過時に改修済みと想定
長寿命化改修経費	⇒	取得価格の7割で試算

### 《試算結果》

50年後の2070年までに、事業費は586億8,400万円かかると試算されます。

試算期間前期に予防保全型の長寿命化改修をすることにより、単純更新する場合よりも前期に事業費が必要となりますが、50年間トータルでみると大幅に減少しています。また、事業費が25億円を上回るのは、2065年のみで、単純更新をする場合よりも1年あたりの経費を平準化することができる見込みとなっています。



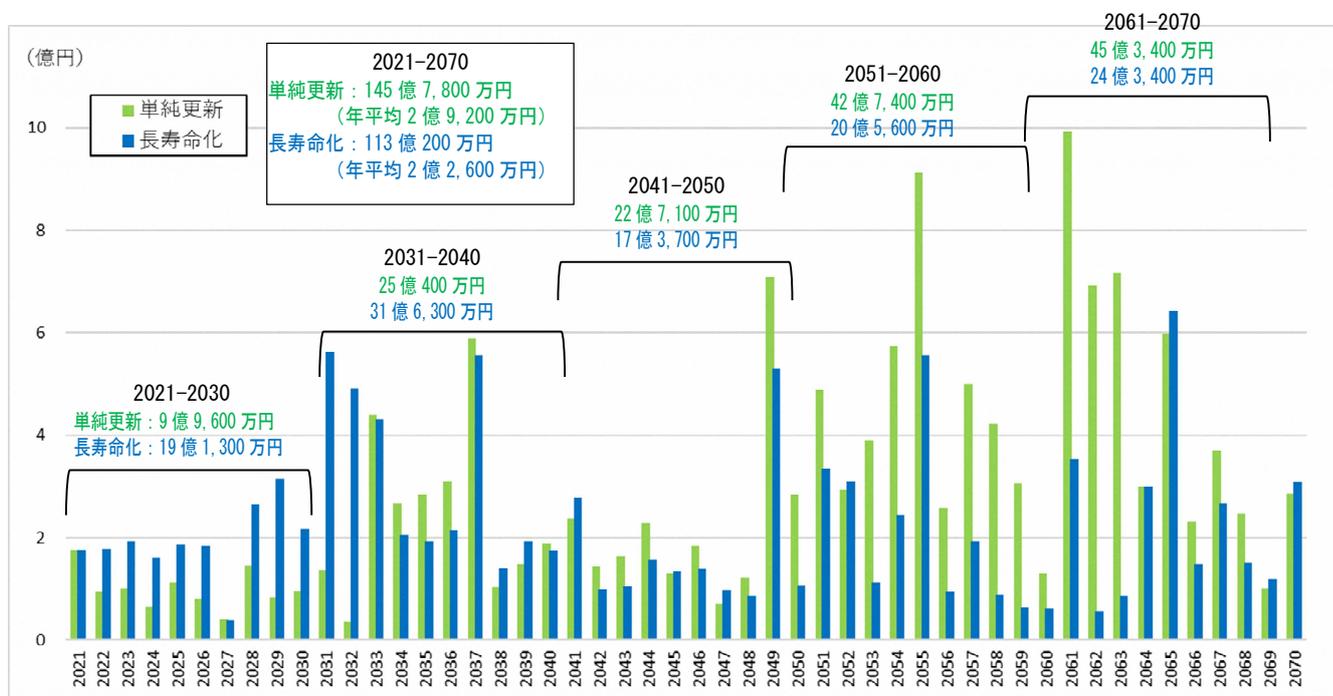
図表 27 長寿命化対策を反映する場合の経費試算結果

## (2) 公共施設等の更新等に係る財源

### ① 公共施設等の更新等に係る一般財源の推計

公共施設等の更新等に係る経費のうち、一般財源に着目して整理すると、50年後の2070年までに、単純更新をする場合では145億7,800万円（年平均2億9,200万円）が必要となることに對し、長寿命化対策を反映する場合は113億200万円（年平均2億2,600万円）に抑えられます。

また、単純更新をする場合では、はじめの10年間は一般財源の負担が少なくなっているものの、2049年以降に突出して一般財源の負担を要する年が発生し、財政運営に支障をきたすことが想定されます。一方、長寿命化対策を反映する場合は、はじめの20年間は、単純更新をする場合よりも一般財源の負担は多くなりますが、50年間を通してみると単純更新をした場合より突出して費用が発生する年が少なく、平準化されることがわかります。



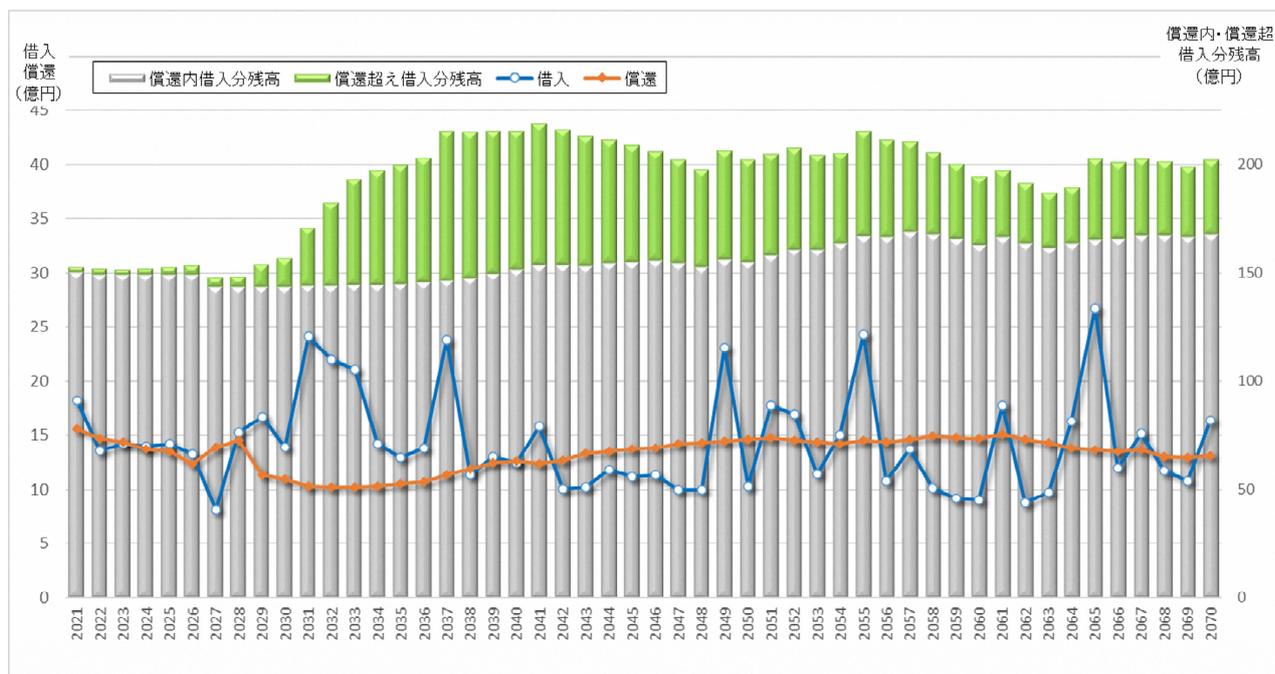
図表 28 公共施設等の更新等に係る一般財源の推移  
(単純更新・長寿命化比較)

## ② 長寿命化対策を反映する場合の地方債の推移

長寿命化対策を反映する場合の地方債の推移を以下の図表で示しています。

借入額は、年度によって増減が大きく、少ない年では8億円台、施設更新の多い年では20億円を超える年が発生することが予測されています。一方、償還額は2029年度以降は13億円前後で推移することが予測されています。起債残高は、2030年度まではほぼ横ばいで推移しますが、それ以降は、公共施設の長寿命化対策により、増加傾向で推移することが予測されています。

また、下図では起債残高を「元金償還の範囲内で借入れしたもの」と「元金償還の範囲を超えて借入れしたもの」を分けて表示しています。本町では、平成17年に度策定した改革プログラムで「財政構造改善の推進」を掲げ、新規地方債の借入については、当該年度の元金償還額の範囲内に抑えることで残高抑制を図ってきました。しかし、試算結果に基づき、現在の公共施設を維持していくためには、元金償還の範囲を超えて借入れを行う必要のある年度が生じることが想定され、将来負担の増加要因となる恐れがあります。

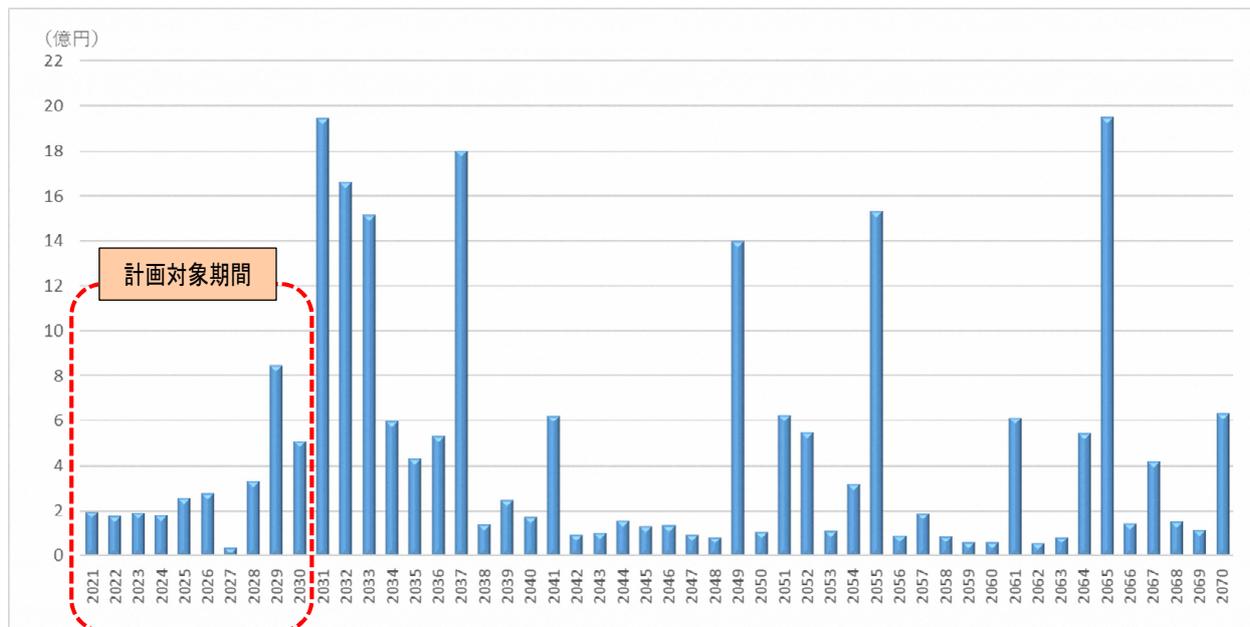


図表 29 長寿命化対策を反映する場合の地方債の推移

### ③ 借入を償還の範囲内とした場合の一般財源の推移

仮に元金償還額を超過する借入分を一般財源に振り替え、長寿命化対策を反映した場合の一般財源に足し合わせると、下記のとおりになります。年度ごとにばらつきがみられ、15億円を上回る年度もみられます。

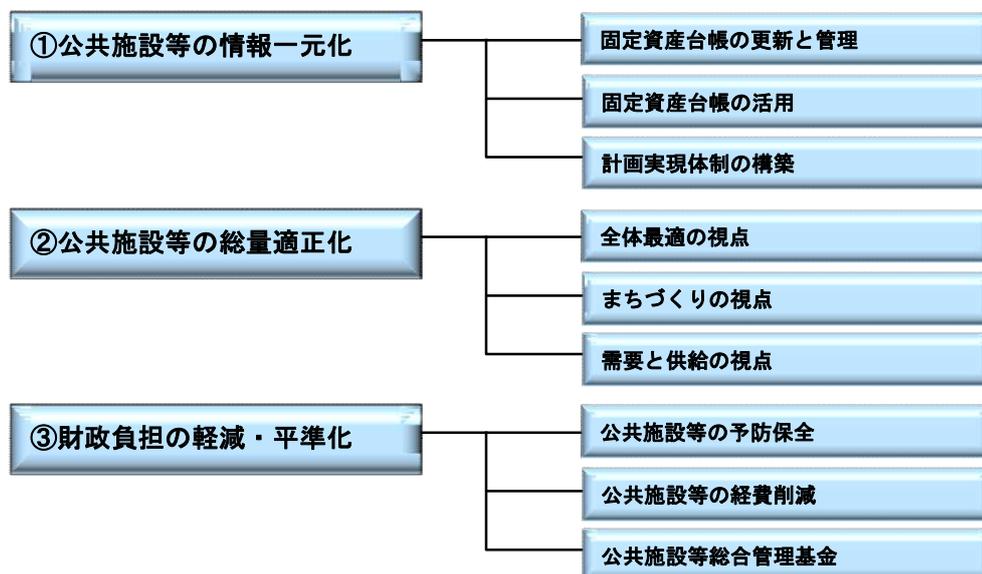
令和3年度（2021年度）から10年間の計画対象期間内における所要一般財源は約33億円となります。



図表 30 償還額範囲内で借入を行った場合の一般財源の推移

### (3) 公共施設等のあり方に係る方針

これまでに見てきた本町の特性や公共施設等に関する課題認識を踏まえ、今後の公共施設等のマネジメントについての基本方針を次のとおり策定します。



#### ①公共施設等の情報一元化

##### ❖ 固定資産台帳の更新と管理

公共施設等の異動に伴い適切に固定資産台帳を更新することによって、取得価格や耐用年数等のデータを網羅的に把握するとともに、資産の取得から除売却に至るまでの経緯を管理します。これによって公共施設等の維持・管理・更新等にかかる経費の試算を精緻化していきます。

##### ❖ 固定資産台帳の活用

固定資産台帳を核としながら、公共施設等の維持管理にかかるコスト状況、修繕や改修履歴などの建物状況、稼働率などの利用状況のデータを一元的・経年的に管理蓄積していくことで、将来的な中長期修繕計画や施設評価への活用を検討します。

##### ❖ 計画実現体制の構築

固定資産台帳の整備、固定資産台帳を核とした情報活用によって公共施設等の適正管理を行うため、システムを活用してデータ管理を進めます。

また、情報を一元化し可視化することで、従来の縦割りによる施設ごとの管理状況から全体を俯瞰的に捉えることのできる環境を構築し、地方公会計制度の適用とも合わせて、中長期的な視点で資産管理を行うため、本計画をベースに施設所管部署による個別計画の策定など、計画推進に必要となる体制を構築します。

## ②公共施設等の総量適正化

---

### ❖ 全体最適の視点

公共施設等は、保有していること自体が維持管理に関する将来のコスト発生要因となります。したがって、将来コスト削減のためには、公共施設の総量を過剰な状態としないようにすることが最も重要です。将来の人口動向を見据えて、新規の施設整備では、施設需要や施設維持にかかるコストなどの将来予測を踏まえ、本町の身の丈に応じた総量の範囲内となるよう全体最適の視点で検討します。また、既存施設の更新にあたり、現状よりもダウンサイジングを図るなど総量が増加しないように努めていきます。

### ❖ まちづくりの視点

本町は、第5次総合計画において、「まちの拠点」「学研の拠点」「地域の拠点」を位置付け、公共施設等については各拠点との連携を十分に考慮しながら、それぞれの施設の特性に応じた適正配置に努めることとしています。また、身近なまちづくりとして、小学校区をコミュニティ圏域と設定して地域活動の活性化に努めています。

公共施設は、コミュニティ形成や防災等の拠点となるまちづくりの根幹となるものであり、まちづくりに必要なサービスをいかに効果的かつ効率的に提供していくかという視点で、全体最適の視点とあわせて検討する必要があります。

### ❖ 需要と供給の視点

公共施設等には様々な施設需要があり、まちづくりを進める上での重要な要素となるものです。しかし、公共施設等に求められる「機能」と物理的な「施設」とを区分し、「施設」ありきではなく「機能」に着目する必要があります。行政が必ずしも「施設」を所有せずとも、民間活力の導入によって「機能」を満たす方策や、「施設」の複合化による需要と供給の集約化など、その手法について幅広く検討する必要があります。

## ③財政負担の軽減・平準化

---

### ❖ 公共施設等の予防保全

公共施設等の機能を安全・安心な状態で供給し、施設をできるだけ長持ちさせるためには、老朽化等による不具合を早期に発見することが必要です。日常の管理点検から、施設の耐用年数に応じて老朽化が一定程度進んだ段階での劣化診断、必要に応じて詳細診断を実施するメンテナンスサイクルの確立を引き続き検討します。

人間の体と同じように、まずは病気にならないように日常の健康管理（施設の適正利用・日常管理点検）を行うこと、年齢とともに病気になる確率が上がるために一定年齢で健康診断を行うこと（施設の劣化診断）、心配があれば集中的な検査（施設の詳細診断）を行うこととします。日常の健康診断（施設の点検診断）によって早期発見と早期治療に努めることで、大病につながること（施設の大規模修繕）をできるだけ回避して、健康寿命の延伸と治療費の軽減（施設の長寿命化と修繕費の軽減）を図っていきます。

また、健康診断の結果やこれまでの病歴を健康手帳に記すように、前述の①公共施設等の情報一元化に示すとおり施設の診断結果や修繕履歴を一元集約し、以後の健康管理の目安（施設の維持管理修繕計画）に役立てていきます。

#### ❖ 公共施設等の経費削減

公共施設等は保有していることで、光熱水費、建物管理委託費、使用料及び賃借料、改修費など施設にかかる経費が発生します。経常的な経費削減を図ることはもちろんですが、契約方式の見直しや民間活力による新たな事業展開によるコスト削減、設備等の更新では将来コストを抑制できるものへの変更など、公共施設等の維持管理にかかる財政負担軽減を検討します。

#### ❖ 公共施設等総合管理基金

将来にわたる継続した更新費用に備えるためには、現状規模での投資的経費だけでは不足することが予想されます。したがって、中長期的な視点で、公共施設等の更新や長寿命化に必要な一般財源の確保を図るため、公共施設等総合管理基金を活用し、年度間の財源不均衡を調整し、財政負担の平準化へつなげていきます。

## （４）公共施設等の管理に係る方針

### ①点検・診断等の実施方針

公共施設等の機能を可能な限り少ない経費で長期間維持させるために、劣化が進んだ公共施設等の補修を行うのではなく、劣化が進む前に計画的な点検や劣化診断を図ることを検討します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、修繕、更新等の実施時期や老朽化対策における検討を行う上での基礎資料に活かしていきます。

### ②維持管理・更新等の実施方針

本町では、令和 15 年度（2033 年度）ごろから更新費用の増大が見込まれています。したがって、計画期間を超える長期的な視点に立ち、施設の老朽化の状況を的確に把握した上で、年度ごとの更新費用の軽減及び平準化につながる維持管理、更新等の優先順位を整理し、実施していきます。

### ③安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努め、点検・診断等によって、危険性が高いと認められた施設や老朽化の激しい施設については、安全の確保を優先させ、緊急的に対策を講じます。

#### ④耐震化の実施方針

---

公共施設等は、平常時の安全だけでなく、災害時における拠点施設としての安全・機能確保を図ることが必要です。これらの観点から、耐震化が完了していない施設については、耐震対策を推進していきます。

#### ⑤長寿命化の推進方針

---

長寿命化については、持続可能な財政運営の観点から、長期的に見たライフサイクルコストの削減とともに、将来更新費用の平準化にも主眼を置いて実施していきます。

特に、公共施設等については、劣化が進む前に計画的に点検・劣化診断を行い、計画的な維持管理・更新を行うことで施設の長寿命化を図ることを目標とします。また、インフラ施設についても、定期的な点検・診断等により劣化・損傷の程度や原因等を把握し、計画的な修繕・更新を検討します。

#### ⑥ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）の推進方針

---

公共施設等の整備・改修にあたっては、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、施設のバリアフリー化により利便性向上に努め、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

#### ⑦統合や廃止の推進方針

---

本町における人口構造の変化は緩やかであり、公共施設等に対するニーズは現状から大きくは変化しないものと想定されるため、施設の統合や廃止の可能性は低いものと考えられます。しかし、今後の財政状況や、施設の利用状況、行政サービス需要等の変化に応じて、広域での類似機能を持つ施設の共有や施設規模の効率化の観点も含めて、公共施設等の集約化や廃止等の検討が必要な場合は、適宜検討を図ります。

#### ⑧未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

---

町として現在利活用していない土地や建物などの未利用資産等については、町において利活用を図るほか、町において利活用の予定がない場合には、順次、売却や貸付を行うなど歳入確保を検討していきます。

## (5) 数値目標

将来発生する更新費用等に備えるには、財源の確保が不可欠です。本町では、P23 の試算により大幅な経費が削減できる長寿命化対策を行う方針を進めます。

長寿命化対策を講じた場合の推計（P25 参照）によると、2021 年から 2070 年までの 50 年間で約 587 億円の事業費が必要となり、計画期間である 2021 年から 2030 年まで 10 年間では、約 120 億円かかると試算されます。また、事業費のうち一般財源（P26 参照）に着目すると、50 年間で約 113 億円、10 年間では約 19 億円かかると試算されます。

しかし、毎年度の更新費用等の金額は、実際にはばらつきがあることから、将来の更新費用財源として「確保したい一般財源ベースの平均値」を設定し、①この平均値を下回る年度には、その差額を将来の更新費用のために公共施設等総合管理基金へ積立て、②平均値を上回る年度には公共施設等総合管理基金から取崩しを行うこととし、年度間の不均衡を調整しながら、中長期的に更新費用財源を確保していく方針とします。なお、「確保したい一般財源ベースの平均値」は、中長期的な視点から 50 年間の一般財源の年平均（P26 参照）である 2 億 2,600 万円 を目安にします。

また、予防保全型の長寿命化対策を着実に実施し、資産の老朽化状況を示す有形固定資産減価償却率の増加抑制を図ることとします。

これらを達成するために、以下のとおり 10 年後の数値目標を設定します。

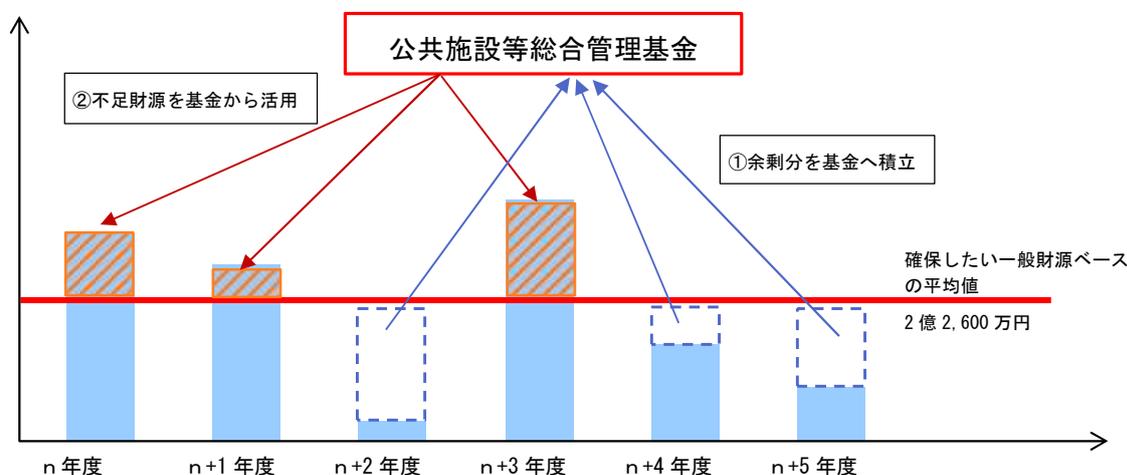
### ◆計画終了時である 10 年後（2030 年）の数値目標

- ・ 公共施設等総合管理基金残高を 3 億 5,000 万円以上とする。

※計画期間（10 年間）の一般財源の年平均 1 億 9,100 万円と 50 年間の一般財源の年平均 2 億 2,600 万円の差額 3,500 万円/年を 10 年間積み立てた金額。

- ・ 公共施設等（インフラ除く）の有形固定資産減価償却率を 63%以内とする。

※改修・更新をせず 10 年後を迎えると、P21 のとおり公共施設等（インフラ除く）の有形固定資産減価償却率は 78.3%となるが、長寿命化対策を行い、増加を抑制する。



## 5. 計画推進に向けた取組

### (1) 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

#### ①全庁的な取組体制

公共施設等総合管理計画策定の主眼は、公共施設等の更新や維持費に係る財政負担の軽減・平準化に置いています。そのため、本計画は常に財政計画との整合性が必要となることから、財政計画を所掌する総務部財政課が中心となり、かつ、各公共施設等の所管部署との既存の庁内会議を随時に活用しつつ、効果的で効率的な推進体制づくりを行います。

また、公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて、これらの個別施設計画も連携・整合を図ります。

#### ②情報管理・共有の方策

これまでの公共施設等の維持管理については、それぞれの所管部署で行い、かつ、その情報についてもそれぞれの所管部署で所有し、情報の一元化ができていませんでした。今後は、公共施設等を総体的に把握し、全体計画の中で各公共施設等が効果的かつ効率的にその機能発揮が図られるよう、固定資産台帳の整備にあわせ施設マネジメントにも資するシステム構築なども視野に、公共施設等の情報を一元管理することを目指します。

#### ③フォローアップの実施方針

フォローアップにあたり、各公共施設等の所管部署と連携しながら、既存の庁内会議も活用しつつ、計画の確実な実行に向けた進行管理を行うこととします。特に、固定資産台帳については、一定整備された段階で、本計画についても更新を行うものとします。また、計画期間15年を5年ごとに前期・中期・後期に区切り、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、必要に応じて本計画を見直すこととします。

#### ④PDCAサイクルの推進

本計画は、PDCAサイクルを活用して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理（ファシリティマネジメント）を定着させる必要があります。PDCAサイクルは、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、定期的な評価・検証（Check）、評価・検証による改善（Action）のサイクルで、このシステムを通じて、計画の評価や検証を着実に実施します。

計画の見直しは、町民ニーズや社会情勢の変化に対応し、必要に応じて適宜見直しを行うほか、定期的に大規模な見直しを行います。

また、本計画に基づく個別計画も同様にPDCAサイクルを活用して、計画の見直しを進めます。

## (2) 地方公会計の活用

公共施設等の更新問題は、今、全国的課題として認識されています。地方自治体の厳しい財政状況により、公共施設等の更新費用を十分に賄えないことが大きな原因ですが、これには会計上の問題点も指摘されてきたところです。自治体会計は、現金主義・単式簿記によって経理していますので、資産や負債といったストック情報が十分に見えにくかったことが理由として挙げられます。また、会計上の補助簿となる固定資産台帳が、これまでは必ずしも必要とされてこなかったために、取得金額や利用可能年数などの資産情報を一元的、網羅的に把握することができず、また、減価償却費という概念がなかったために減価償却費見合いを将来の更新費用の備えとして留保するというような仕組みもありませんでした。

本町では、このような背景のもと会計制度面からのアプローチとして、統一的な基準による公会計の整備を進めてきました。

本計画を進める上で特に重要となるのは、各施設の情報網羅的に把握した固定資産台帳です。当初計画の策定時においては、固定資産台帳が整備途中であったため、「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて将来試算等を行いました。改訂版では、固定資産台帳の整備が完了したため固定資産台帳を用いて、より精緻な将来試算等を行いました。

## (3) 今後の進め方

### ①総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

総合的かつ計画的な管理を実現するための取組は、各施設所管部署と連携しながら、全庁で行います。必要に応じて職員研修の実施や既存の庁内会議を活用しつつ、今後の公共施設等のあり方について検討していきます。

### ②総合計画における実施計画との連携・整合

本計画に示す公共施設等の更新及び長寿命化に係る年次及び経費については、あくまで固定資産台帳における取得価格と法定耐用年数に基づく一定の基準により、中長期的視点によるシミュレーションを行ったものです。

そのため、短期的には、各公共施設等の状況によって法定耐用年数よりも更新時期が短縮もしくは延伸すること、社会情勢や求められる機能の変化及び国や京都府の政策動向によって、事業年次及び経費には変動が生じることが想定されます。

よって、各公共施設等の更新及び長寿命化の具体的な事業化については、総合計画における実施計画と連携・整合を図る中で、より精緻な事業規模及び財源を示した上で、優先順位を精査することとします。

## 精華町公共施設等総合管理計画

策定 平成 28 年 3 月

改訂 令和 4 年 3 月

指導・助言 関下弘樹（福山大学 経済学部 准教授）

精華町 総務部 財政課

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

電話 0774-95-1914 FAX 0774-93-2233

E-mail [zaisei@town.seika.lg.jp](mailto:zaisei@town.seika.lg.jp)